

# 財投改革と郵政民営化

——そのペテンのからくり——

(下)

鈴木 純 義

## 目 次

はじめに

### I 財投融資制度改革

- a 改革の概要と入口・中間関係の変容
- b 改革の実体
- c 改革に関する政府のスタンス (以上第8巻第4号)

### II 郵政三事業の現状と民間同種企業 (以下本号)

- a 郵便貯金
  - b 簡易生命保険
  - c 郵便事業
- ### III 郵政民営化の虚構
- a 民営化の概要と問題点
  - b 社会・地域貢献基金
  - c 独立行政法人郵貯・簡保管理機構
  - d 民営化論者の「小さな政府」論

むすび

## II 郵政三事業の現状と民間同種企業

### a 郵便貯金

まず、三事業の中核をなす郵貯事業の現状を表-9によりみていく。この表の構成は、制度そのものの変転に起因して変則的なものとならざるを得なかったため、あらかじめ若干の解説を加えておくこととする。03～06年度については、後掲の参考⑥・⑦に示されているような企業会計原則に則った財務諸表をもとに作成したものであるが、それ以前の97～02年度のうち00年度までに関しては、01年度以降にストレートに連続するものとして構成することはできなかった。具体的にはすでにIにおいて詳述したように、財投改革以前の郵貯特会には、単に貯

金を預かって資金運用部に預託するという活動に関して処理する「一般勘定」とその預託した自分の資金を借り入れて投資に振り向けるいわゆる「資金運用事業」を処理する「金融自由化対策特別勘定」とが并存していた（この二つの勘定の財務諸表については参考①～④をみよ）。01年度以降は預託義務が廃止されて全額自主運用となったため両勘定は一本化された（参考⑤）。01年度の資産・負債総額が前年度より40数兆円も増大しているのは、この両勘定が合体されたからである。また、97～00年度に、国債・借入金利息・有価証券利息・金銭の信託運用益の四項目が空白になっているのは、これらが特別勘定に属するものであるのに対して、表-9は一般勘定に基づいて作成しているからで

表-9 郵便貯金事業の財政状態・経営成績の推移

(01年度財投改革) (03年度公社化) (単位:千億円)

年度末	番号	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)
資産	1	2472.5	2584.8	2638.0	2515.7	2957.8	2857.1	2805.5	2648.6	2477.5	2316.3
預託金	2	2442.3	2556.1	2576.6	2473.6	2076.5	1773.2	1561.0	1176.1	799.0	522.4
有価証券	3	—	—	—	—	721.2	901.1	1091.6	1325.5	1522.4	1650.2
国債	4	—	—	—	—	526.9	718.5	892.7	1126.3	1326.0	1467.2
金銭の信託	5	—	—	—	—	105.4	105.4	37.8	33.9	33.2	19.3
負債	6	2423.2	2543.8	2617.8	2510.7	2941.9	2825.9	2768.9	2595.9	2407.4	2232.1
郵便貯金	7	2405.5	2525.9	2599.7	2499.3	2393.4	2332.5	2200.5	2109.1	1980.9	1858.2
定額貯金	8	2141.7	2234.7	2282.8	2085.8	1907.6	1817.0	1528.6	1432.1	1334.9	1198.9
費用	9	97.1	97.5	97.8	82.3	66.6	45.6	36.0	28.8	22.0	20.8
郵貯利子	10	86.3	86.7	86.9	71.2	33.4	19.2	13.0	8.4	3.7	2.9
定額郵貯利子	11	85.5	86.0	86.6	70.7	33.2	19.1	11.8	7.4	3.6	2.3
借入金利息	12	—	—	—	—	17.1	14.5	12.0	9.9	7.9	6.2
収益	13	103.1	91.2	79.0	69.1	75.6	62.9	58.7	41.0	45.3	30.6
預託金利息	14	102.8	90.9	78.6	68.9	59.1	47.1	37.1	28.2	19.4	12.7
有価証券利息	15	—	—	—	—	12.2	12.2	8.6	9.7	11.5	14.9
国債	16	—	—	—	—	10.2	10.5	4.8	6.1	8.0	11.6
金銭の信託運用益	17	—	—	—	—	3.5	2.9	11.6	1.4	12.4	0.6
損益	18	6.0	△6.3	△18.8	△13.2	9.0	17.3	22.7 (22.8)	12.2 (12.1)	23.3 (19.3)	9.8 (9.4)

出所:日本郵政(株)HPより作成。97~02年 = <http://www.japanpost.jp/financial/past/data/>; 03~06年 = <http://www.japanpost.jp/financial/past/disclosure/>。

注(1) 3・4・5・12・15・16・17番は、00年度までは金融自由化対策特別勘定で処理されているためここには現れない。その特別勘定によれば国債の額は年度順に、220.9、264.6、278.9、250.2(千億円)である。また、公社化以降の国債残高が表-2と一致しない理由は不明である。

(2) 9番費用:公社化以降は経常費用。

(3) 13番収益:公社化以降は経常収益。

(4) 18番損益:公社化以降は経常損益。カッコ内は当期純利益。なお、98~00年度の赤字合計額3.8兆円に対して、金融自由化対策特別勘定の純益が3年間で627億円あるが、焼け石に水である。

ある。

両勘定が一本化された01年度以降は、形式的にはストレートに連続しているが、公社化以降とそれ以前の特別会計とは当然質的に異なっている。それは資本の部の存否である。郵貯特別会計には資本そのものは存在せず、積立金はその役割の一部を担っている。この点と表-9の出自をより具体的に明らかにするために、表-9の98年度と参考①、同表01年度と参考⑤、および同表06年度と参考⑥をそれぞれつき合わせた略図(図-3)を掲げておく(表-9

の費用の郵貯利子や収益の預託金利息収入に関しては参考②の損益計算書(一般勘定)を参照せよ)。

さて、表-9と図-3および図-4によってわれわれは、この10年間の郵貯事業の業務展開をどのように総括できるであろうか。

まず財投改革以前の状況からみていこう。直ちに目に飛び込んでくるのは98~00年度の損失である。この3年間で合計約3.8兆円もの損失を出しており、これに食い潰されて97年度に4.3兆円計上されていた積立金は01年度に

図-3 三会計年度の貸借対照表と表9との関係

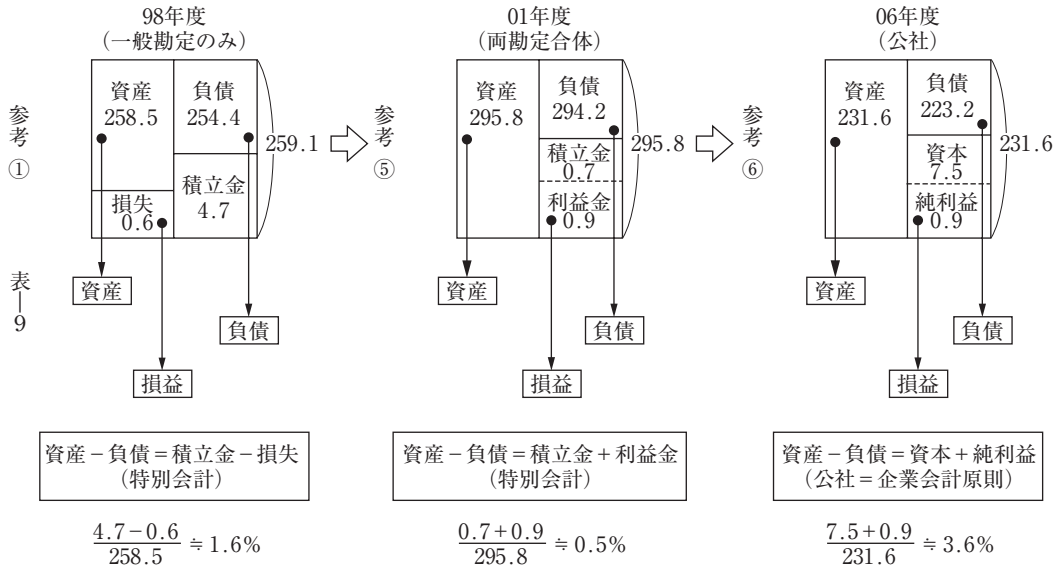
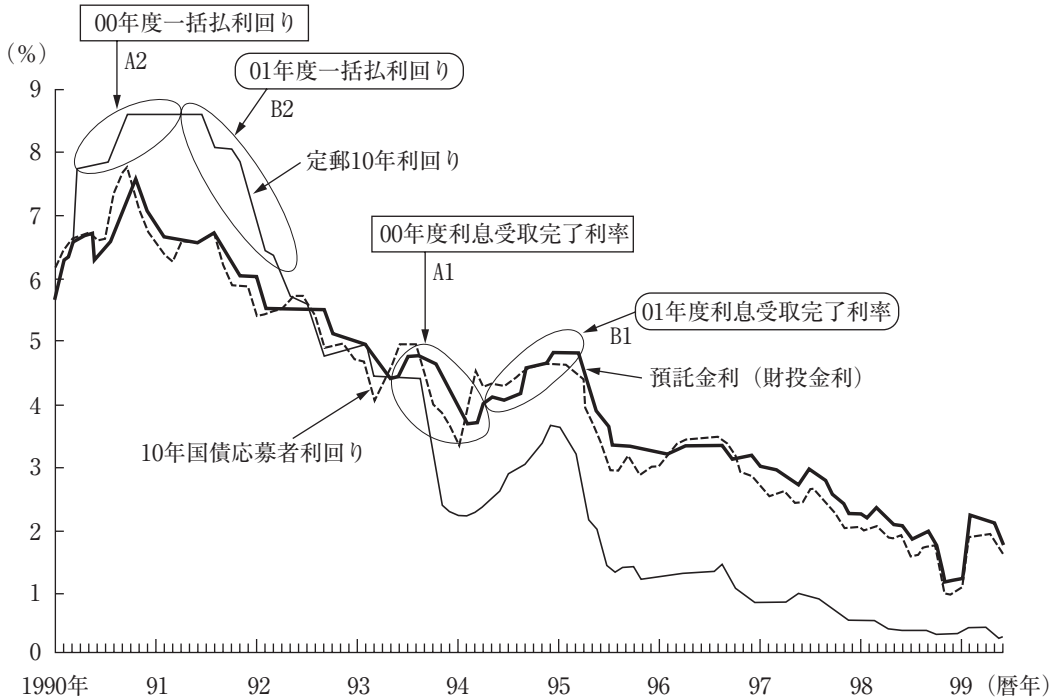


図-4 10年満期定額郵貯利回りと財投金利



出所：戸原つね子「金融ビッグバン下の公的金融の動向—過渡期の変動と改革の展望」(『農林金融』1999年7月号所収) 29頁第10図にA1・A2・B1・B2を加筆。

は0.7兆円にまで激減している。このため、97年度には2.0%だった積立金と当該年度利益金の合計額(4.3 + 0.6)の総資産(247.3兆円)に対する比率が0.5%にまで低下しているのである(図-3)。ということは債務比率99.5%だから、金融の常識から言えば債務超過寸前である。かかる事態に立ち至った原因はどこにあるのか。

この時期の郵貯の収益は預託金利息以外にないといっても過言ではない。そしてその資金源は郵貯の85%前後を占める定額貯金である。この定額貯金は最長10年間預けられ、固定金利で半年複利、半年経過後預け替え自由、という民間金融機関には存在しない金融商品である。なぜなら、この定額貯金は金利変動リスクを全面的に特別会計・公社側がとり、貯金者側には何らの損失負担も発生しない代物だからである。つまり、貯金者は低金利の時に預け入れた後、金利の上昇局面が訪れた場合には、半年待てば自由に解約できるので高金利商品に乗り換えられるし、逆に高金利の時に預け入れた後、金利の下落局面が訪れたとしても、最長10年間、預入時の高金利を享受できるのである。後者の金利下落局面が90年代のバブル崩壊過程で実際に発生した。図-4は、郵貯事業の根幹をなす預託金利息(収益)と定額貯金(10年満期)利回り(費用)の急激な下落を示している。この中で注目すべきは、90~91年度における預託金利息(財投金利)と10年満期定額貯金利回りとの間の逆ザヤ現象である。これは由々しき事態なのであるが、これが直ちにしかもそのままストレートに逆ザヤ現象として現れるのではない。なぜなら、財投金利の支払いが半年ごとであるのに対して(預託期間は7年間が中心)、定額貯金は途中解約のない限り、10年満期後の元利一括払いだからである。

そこで、逆ザヤが顕現する98年度以降について、そのメカニズムをパターン化して明らか

にしておこう。まず、逆ザヤ顕現直前の97年度から始めよう。この年度は財投金利がピークの時(90年度)の預託金利息が入る最後の年であり、その額は10兆円を超えている。一方、この97年度の定額貯金利子の一括払いは、10年さかのぼった87年2月末から89年5月末まで続く最低金利(公定歩合2.50%)時代の低負担(3年以上定額貯金利子3.64%)ですんだので、約8.6兆円にとどまっている。その結果、一般勘定は約0.6兆円の黒字を計上している。ところが、翌98年度にはピーク時の金利収入が完全に消滅したうえに、91年度に財投金利が急速に下落局面に入ったため、預託金利息収入は前年よりも約1兆円減少した。このため、一括払いの利子は前年同様最低利でその額も前年とほぼ同額であったにもかかわらず、約0.6兆円の赤字を生ぜしめた。さらに99年度には、91年度に下落局面に入った財投金利が92年度にも引き続き下落したため(5.5→4.4%)、預託金利息収入は前年よりも1兆円以上減少した。しかし、支払うべき定額貯金の利回りは、89年6月以降1年以上続いた上昇局面のそれであった(5.154→5.712%)。両者は明らかに逆ザヤである。その結果約1.9兆円の赤字を出したのである。00年度はその延長線上にあって逆ザヤ幅がいつそう広がった(図-4 A1・A2)が、赤字額は約1.3兆円で前年よりも減少している。01年度に至って、91年度の定額貯金利回りと94年度の預託金利とが明らかに逆ザヤであるにもかかわらず、支払うべき91年度の利回りが年度開始後数ヶ月で急速に下落していること(図-4 B2)と満期になる定額貯金の額も前年度より約10兆円少ないことから、利子負担が半減する一方、3.7%まで下落していた財投金利が94年度に4.8%まで上昇した(図-4 B1)ことで、事態は収拾された<sup>(1)</sup>。

もっとも、預託金利息収入と定額貯金利子支払との間の実際上の関係は以上に検討してきた

ような対応関係を基軸とするものではあるが、唯一ではない。実際の支払が収益総動員で行われることは言うまでもない。ここでは7年と10年という期間ギャップに基づく逆ザヤを理解するために、事実に基づきながらではあるが、便宜的に両者の対応関係をパターン化して示したに過ぎないことを断っておきたい。

なお、98～00年度の損失については上述のように積立金を取り崩して処理されたのであって、これに対して税金の投入はなかったものと考えられるが、それにしても郵貯業務の資産負債管理体制の杜撰さは目を覆うばかりである。特別会計時代末期の郵貯の経営成績したがって財務状態は劣弱であると言わねばなるまい。01年度財投改革で預託義務が廃止されたので、ここで検討したような期間のズレによる逆ザヤ現象は今後は起り得ないが、預託義務廃止に伴って当然別の問題が発生する。

そこで次に、01年度財投改革以降06年度までの収支状況を大づかみに検討しておこう。表-9から明らかなように預託義務廃止に伴い収支構造は大きく転換している。すなわち、預託金は毎年20～40兆円もの払戻を受けて、200兆円以上の規模から50兆円台に縮小している。これに対応して、運用資産中最も利回りの高い(表-10)預託金利息収入が約6兆円から約1.3兆円へと急速に減少し、運用収益に占め

るシェアも80%近くから40%台まで低下している。

一方、Iで明らかにしたように、払い戻された資金の多くは財投債を中心に国債に投資された。還流した約155兆円のうち約94兆円(60%強)が国債に向けられたのである。この国債のうちおよそ3分の2が財投債である(Iの場合と期間の取り方に若干の違いがあるため絶対額に少しずれがあるものの、構造的には大略このように言ってよい)。その結果06年度には、郵貯残高約186兆円のうち約147兆円、すなわち約80%を国債が占めることになった。民間の金融機関ではあり得ない「国債消化機関」としての地位を不動のもとするに至ったのである。もっとも預託金を受けている側も、もともと巨額を国債に投資するというマッチポンプ的状况をつくっていたわけで、その担い手が間接的な資金運用部(財融特会)から直接的な郵貯へと内部的に交代したに過ぎないとも言える。その点をIの表-1によってもう一度確認しておこう。国債の保有状況が00年度の郵貯6.6%、資金運用部18.6%、計25.2%から、03年度の15.4%、9.4%、24.8%に変化している。03年度ですでに両者は構造上ほとんど入れ替わっているのである。この点をもっと別の言い方をすれば、定額貯金は国債そのものである、ということになる。05年度定額貯金約134兆円に対して、国債

表-10 郵貯の運用資産の利回り

(単位：%)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
預託金	3.30	2.70	2.25	2.08	1.99	1.97
有価証券	2.08	1.55	0.81	0.78	0.80	0.93
うち国債	1.69	1.11	0.56	0.59	0.64	0.82
金銭の信託	3.30	2.70	41.60	5.00	46.24	4.37

出所：表-9に同じ。

(注) 公社化以降の金銭の信託は「時間加重収益率」(預金等を除いた部分で計測した収益率)。

保有残高 133 兆円、06 年度はそれぞれ約 120 兆円、約 147 兆円となっており、前者が後者への単なる橋渡しに過ぎないことは明白である。

これほどまでに直接的な国債消化機関になってしまえば、当然その収益構造も国債中心にならざるを得ない。06 年度には、相対的に最も利回りの高い預託金利息収入に代わって、最も利回りの低い国債(表-10)を中心とする有価証券利息収入が 48.7% (国債だけで 37.8%) を占めて首位の座に着くことになったのである。

なお、金銭の信託についても若干触れておこう。信託財産額が 02～03 年度に 10 兆円台から 3 兆円台へと激減している。これには、03 年度の公社化時点で従来の簿価表示から時価(正確には「金融商品に係る会計基準に準じた評価額」)表示に切り替えられたことによる減価と株価の著しい低下<sup>(2)</sup>が影響していることはもちろんであるが、それに加えて、委託先の簡保事業団から戻ってきた信託財産のうち株式のみを金銭の信託として残し、外国債券等は郵貯自身が直接運用するものとして、金銭の信託からはずしたからである。また、04～05 年度には運用益が桁違いに増加しているが、これは 05 年度後半における株価の急上昇に鑑みて株式を売却して益を出したからである。信託財産額に変化がないのは、株価上昇が売却による資産の減少を吸収したからである<sup>(3)</sup>。

次に、郵貯事業の資産規模、資産構成、収益構造、利益率等に関して、三大メガバンクとの比較を試みておこう。

表-11 をみよ。郵貯の資産約 232 兆円は、みずほ両銀行と三井住友銀行とを合計した規模(約 240 兆円)に匹敵する。この二つのメガバンクはもともと三井銀行、太陽神戸銀行、住友銀行、平和相互銀行、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行など七行から成っている。この点だけで郵貯の資産規模のとんでもない巨大さが容易に理解できよう。そして、定額貯金の全額、

郵便貯金全体の約 80% を国債に運用し、したがって経常収益もその 4 割近く(38%) を国債利子に依存する郵貯に対して、三大メガバンクの構造はまったく異なっている。

まず国債の総資産に占める割合を比較すると、郵貯の場合は、公社化された 03 年度の 32% から毎年 10% 以上もそのシェアを増大させ、06 年度には 63% にまで達している。これに対して、05～07 年度でみて、三菱東京 UFJ 銀行は 14.4% から 9.3%、三井住友銀行は 11.4% から 8.8%、みずほ両銀行は 16.4% から 11.2% にそれぞれ減少させている。三大メガバンクにこういう行動をとらせた理由は次の点にあるのではないかと考えられる。すなわち、周知のように、03 年 3 月に株価は 7600 円台の歴史的安値をつけたが、りそな銀行への 2 兆円の資本注入を契機に 6 月に反転上昇し、その後、物価上昇のないまま国債価格が下落して金利上昇が起きた。一般的に言って、景気回復局面では民間の資金需要と政府の国債発行に伴う資金需要とが競合し、いわゆるクラウディングアウト現象が起きる場合がある。それは当然金利の上昇をもたらして景気回復に水をさすと同時に国債価格を下落させる。この国債価格の下落がさらに金利を引き上げるといふ悪循環が発生し、国債費の累積的増加と資金調達困難から財政破綻が現実化する。これが正しいとすれば、830 兆円を超える大量の国債・借入金残高(財投債を含む)をかかえる現況下では、たとえ物価上昇がなくとも市場は株価上昇を景気回復の兆しと捉えて国債から株式にシフトする行動をとるだろうし、それが国債価格を下落させて金利を引き上げることになる。三大メガバンクは 03 年のこの経験から、将来の脱デフレを見据えて、国債保有のシェアを減少させていったのではないのか。その分、郵貯はいっそう国債引受機関化せざるを得なかったとも言えよう。郵貯の 06 年度末の国債保有残高 146.7 兆円は政府の国債・

表-11 郵貯と三大メガバンクの比較

(単位：千億円)

	番号	三菱東京 UFJ銀行 (07年度)	三井住友銀行 (07年度)	みずほ (2銀行の合算) (07年度)	郵便貯金 (06年度)
資産	1	1558.0	1000.3	1397.0	2316.3
貸出金（預託金）	2	793.6	569.6	621.9	522.4
有価証券	3	332.8	227.6	326.5	1650.2
国債	4	145.2	88.0	156.0	1467.2
金銭の信託	5	2.9	73億	30億	19.3
負債	6	1478.2	965.4	1353.5	2232.1
預金（郵便貯金）	7	1094.1	664.2	740.8	1858.2
譲渡性預金	8	53.2	29.7	96.5	—
借入金（借入金）	9	26.6	38.0	48.6	282.0
社債	10	48.6	35.4	20.9	—
純資産（資本）	11	79.6	34.9	43.5	84.1
経常収益	12	50.8	29.3	37.7	30.6
資金運用収益	13	33.1	18.7	23.2	28.2
貸出金（預託金）利息	14	21.5	13.3	13.7	12.7
有価証券利息配当金	15	6.5		6.3	14.9
経常費用	16	42.9	24.2	31.8	20.8
資金調達費用	17	15.9	9.0	14.1	9.1
営業経費	18	16.7	6.6	8.0	9.9
経常利益	19	7.9	5.1	5.9	9.8
当期純利益	20	5.9	2.1	1.1	9.4
総資産経常利益率（％）	21	0.51	0.53	0.42	0.41

出所：郵貯は表-9に同じ。メガバンクは各HP上の07年度の「決算公告」（三菱：<http://www.mufg.jp/minasan/ir/kessan/>、三井住友：<http://www.smbc.co.jp/aboutus/profile/koukoku/>、みずほ：<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/>）による。

注(1) 「みずほ」は「みずほ銀行」と「みずほコーポレート銀行」の各単体の財務諸表を合算して算出。

(2) 2・7・14番のカッコ内は郵貯の場合。

(3) 三菱の4番の国債は掲記されていないので、貸借対照表に注記されている時価のある「満期保有目的債券」と「其他有価証券」の中の「国債」を合算してここに計上した。

(4) 21番の「総資産」は期首総資産と期末総資産の平均。

(5) 「みずほ」の20・22番が著しく低いのは、子会社株式評価損4732億円という特別損失を計上したからである。

借入金残高834.4兆円の実に18%を占めているのである。みずほ両銀行と三井住友銀行の国債保有残高の合計額は24.4兆円（3%）に過ぎない。

他方、収益構造をみると、資産運用の中心が言うまでもなく三行とも貸出金である（三菱＝

51%、三井住友＝57%、みずほ＝45%）<sup>(4)</sup>ことから、収益の主軸は当然貸出金利息（順に42%、45%、36%）である。三行の損益計算書には国債利子収入は計上されていないので、それを含む有価証券利息配当金の経常収益に占めるシェアをみると、順に13%、11%、17%である。国

債利子のみで経常収益の4割近くを占める郵貯は、金融機関としては異様と言うほかはない。

最後に総資産経常利益率であるが、郵貯は三大メガバンクに引けを取らない成績を示している（民間金融機関には法人税負担があるが郵貯にはないので、総資産当期純利益率の比較は行わなかった）。しかしながら、これを額面通りに受け止めるわけにはいかない。それは、預託金利息収入と国債利子収入とが郵貯の経常収益の8割を占めている点に注意を払わなければならないからである。具体的には、すでにIで詳述したように、預託金も財投債も特殊法人・独立行政法人を中心とする財投機関に対する財融特会の貸付財源であり、国債も一般会計向けであってもその一部がこれら財投機関に対する政府補給金等になる場合がある。したがって、郵貯事業の収益は本質的には財投機関の経営状況に左右されるものでありながら、最終的には国債を媒介にして租税によって担保されていることになる。換言すれば、財融特会の財投機関への貸付債権が実体的に不良債権化したとしても、財投機関の損失は補給金によって補填され、事業継続のためには補助金や出資金が投入されるのである。郵貯は財投機関の経営状況がどうであろうとも最終的に収益を保障されているのである。この点でも民間の金融機関とはまったく異質である。

以上に見てきたところから従って現在の「郵貯事業とは何か」との問いに答えるとすれば、次のようになる。すなわち、郵貯の実体は国債であり、国家財政の赤字を金融市場から切り離して手当てすると同時に、財投機関の放漫経営を支えることによって政・官・業癒着のトライアングルの維持にも貢献してきた。財投債・一般国債の引受を通じて国家財政・財投機関の両方を支えることが、同時に自分自身を支えることでもあった。しかしそのベクトルは、わが国の高度経済成長時代の頃までにみられた経済社会

の発展に寄与する方向ではなく、一般会計・特別会計の際限のない債務膨張構造を支える方向である。次にみる簡保も構造的には郵貯とまったく同じであるが、この構造の中間に資金運用部（財融特会）を介在させることによって上記の単純な構造を複雑化して国民の目をくらませ、経済過程・国民生活の側が国家に対して時代的にすでに要請しなくなった行政分野の延命を図ってきた面がある。

この郵貯（次の簡保を含む）を通じた資金の民から官への流れを逆流させる抜本的施策は、特殊法人・独立行政法人を含む国家機構全体の見直しと財政構造改革以外にはあり得ない。むしろこれには財投制度の廃止も含まれる。郵政事業全体を民営化するかどうかは問題のすり替えに他ならない。この国家的大問題において郵政事業が問題になるのは郵貯と簡保に関してのみであり、郵便事業は無関係である。しかもその際の問題の本質は、郵貯・簡保に集まる資金の官への無制限な流入を排除し、この巨額資金を民間金融市場に流入させて資本主義経済に参加させることにある。政府はこれを「民営化」によって達成しようというのである。ところが郵貯事業は、三大メガバンクとの比較によって明らかのように、郵貯の約80%を国債に運用している「国債消化機関」であって、民間金融機関とは似て非なるものである。これをどのようにして「民営化」しようと言うのか。それを検討するには簡保事業の現状もふまえておく必要がある。

#### b 簡易生命保険

簡保は郵貯に次ぐ日本郵政公社の重要な事業部門であるが、保険業務は同じ金融分野の事業でありながら郵貯業務とはいささか異なる特性を有している。その特性は「責任準備金」、「三利源」等の保険業に特有の概念に体现されている。そこで財政状態や経営成績の推移を検討す



る前に、これらの特殊概念をあらかじめ明らかにしておくのが有益であろう。以下、基本的に『ディスクロージャー誌』によって明らかにしていくこととする。

表-12の負債項目の保険契約準備金のうち「支払備金」とは年度末において保険事故が発

表-12 簡保事業の財政状態・経営成績の推移

(単位：千億円)

年度末	番号	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)
資産	1	1219.1	1212.7	1199.6	1166.1
有価証券	2	816.7	847.3	848.5	842.2
国債	3	514.0	575.3	616.9	654.4
地方債	4	71.9	65.2	49.8	38.6
社債	5	214.8	191.2	163.2	129.1
外国証券	6	16.0	15.6	18.6	20.0
貸付金	7	247.6	239.0	227.6	222.0
対保険契約者	8	21.9	21.4	19.8	18.4
公庫公団	9	32.5	22.2	15.0	11.9
地方団体	10	191.2	193.6	191.2	190.5
金銭の信託	11	117.2	89.3	91.5	75.6
負債	12	1204.2	1198.8	1171.5	1143.7
保険契約準備金	13	1197.4	1186.9	1159.1	1131.1
支払備金	14	10.5	9.6	12.0	13.7
責任準備金	15	1148.8	1142.8	1115.0	1087.2
契約者配当準備金	16	38.1	34.5	32.1	30.2
純資産（資本）	17	14.9	13.9	28.1	22.4
経常費用	18	166.3	140.3	163.5	144.3
保険金等支払金	19	158.7	133.6	154.4	135.4
保険金	20	117.0	93.0	113.3	95.2
年金	21	15.8	16.7	17.3	17.3
解約還付金	22	18.0	16.5	16.4	15.8
責任準備金等繰入額	23	0.4	0.2	2.6	1.7
事業費	24	6.2	5.6	5.5	5.6
経常収益	25	168.6	146.7	166.7	147.3
保険料収入	26	122.9	116.7	112.3	92.5
資産運用収益	27	23.1	22.4	25.9	26.0
有価証券利息・配当金	28	7.8	8.1	8.3	9.1
貸付金利息	29	8.4	7.7	7.1	6.5
金銭の信託運用益	30	6.7	6.3	10.3	10.3
その他経常収益	31	22.6	7.6	28.5	28.8
責任準備金戻入額	32	21.6	6.0	27.9	27.8
経常損益	33	2.3	6.3	3.2	2.9
契約者配当準備金繰入額	34	1.7	1.3	1.5	1.8

出所：表-9に同じ。

(注) 24番事業費：新契約の募集・保有契約の維持保全・保険金等の支払に必要な経費で、一般企業の販売費・一般管理費に相当する。

生しているか、発生が見込まれるが支払がなされていない額のことである。「責任準備金」は将来の保険金・年金・満期払戻金・解約払戻金の支払に備えて保険料の中から積み立てているもので、基本的に予定死亡率・予定利率に基づいて将来の必要額を算定する。それに加えて、低金利の長期化による逆ザヤ等に対応するために、算出された責任準備金額を上回る金額を追加して積立が行われている。この追加部分を責任準備金の一構成要素として「追加責任準備金」と呼んでいる。また責任準備金には、大災害の発生等に伴うリスクに備えて積み立てる「危険準備金」も含まれている。

責任準備金は、保有契約が減少すれば必要な積立額はその分少なくてすむので、取り崩されて「責任準備金戻入額」として損益計算書の経常収益に計上される。この責任準備金戻入額には、追加責任準備金の機械的な戻入額も含まれる。後者は毎年逆ザヤ等に充当する必要があるからである。しかし同時に、将来において逆ザヤ等の発生が見込まれる場合は積み増しが行われる。積み増しは「責任準備金等繰入額」として経常費用に計上されるとともに、貸借対照表の負債項目の責任準備金に加算計上されるのである。

一方、この責任準備金は各種債券、株式、貸付等さまざまな形で運用される。その中で重要なのが後述する「責任準備対応債券」である。

なお、金融資産の価格変動に伴うリスクに対しては、言うまでもなく保険契約準備金ではなく、別途、「価格変動準備金」を立てて対処している。この価格変動準備金と危険準備金を合わせて「内部留保」と呼んでいる。

次に生命保険事業の本業の利益について。本業の利益は、「死差損益」・「利差損益」・「費差損益」の三つの要素によって構成され、これらは「三利源」と総称される。「死差損益」とは、予定死亡率に基づいて契約時に想定された保険金

支払額と実際の支払額との差による損益である。保険事業では一般的に安全性を考えて予定死亡率は高めに設定されるので、通常は死差損が発生することはないと考えてよい。「利差損益」とは、契約時点の予定利回りと実際の利回りの差による損益である。実際の利回りが予定利回りを上回れば利差益が出るが、逆の場合は追加責任準備金を出動させなければならない。

「費差損益」は契約時点の想定費用と実際の費用との差による損益である。保険事業を運営するに当たっては、その運営費用を見積もった上で保険料が決定されるが、想定したほど費用がかからなければ費差益が発生することになる。

さて、以上のような保険業に特有の諸概念の把握を前提に、公社化以降の簡保事業の業務展開の特徴を大づかみに検討しておこう。

表-12をみよ。公社化以降、資産規模は徐々に縮小してきているにもかかわらず、国債保有残高は絶対的にも相対的にも膨張している。この点はすでにIで詳述したとおりであるが、公社時代に国債の総資産に占めるシェアが40%台から56%にまで上昇し、マッチポンプ的国債保有状況を強化することに貢献している。郵貯と同様に「国債消化機関」になっていると言ってよい。このため、簡保資金の公的機関に対する債権（国債・地方債・公庫公団貸付・地方団体貸付）のうち、国債以外は減少しているにもかかわらず、総資産に占める対公的機関債権のシェアは66%から77%に上昇しているのである。この国債に偏った資産構成のもつ問題点は、表-13により明らかである。保有目的別にみた有価証券の評価損益（06年度末）はトータルで3684億円の評価損を出しているが、その最大の原因は同表bの「責任準備金対応債券」総額（貸借対照表計上額）47.8兆円のうち41.1兆円を国債が占め（86%）、しかも計上額32.5兆円分の時価が31.9兆円で、6000億円近くの評価損を出していることにある。国債はa, b,

表-13 有価証券の評価損益

a 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）  
（単位：百万円）

区分	貸借対照表の内訳計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表の内訳計上額を超えるもの	国債	9,105,456	9,208,758	103,302
	地方債	557,200	565,874	8,673
	社債	6,049,392	6,145,035	95,643
	小計	15,712,049	15,919,668	207,619
時価が貸借対照表の内訳計上額を超えないもの	国債	10,818,109	10,711,543	▲ 106,565
	地方債	42,916	42,723	▲ 192
	社債	622,589	615,489	▲ 7,100
	小計	11,483,615	11,369,756	▲ 113,859
合計	27,195,664	27,289,425	93,760	

b 責任準備金対応債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）  
（単位：百万円）

区分	貸借対照表の内訳計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表の内訳計上額を超えるもの	国債	8,597,891	8,698,299	100,407
	地方債	324,672	327,106	2,433
	社債	313,805	315,869	2,064
	小計	9,236,369	9,341,275	104,906
時価が貸借対照表の内訳計上額を超えないもの	国債	32,476,281	31,893,914	▲ 582,367
	地方債	2,890,680	2,857,245	▲ 33,434
	社債	3,184,686	3,143,735	▲ 40,951
	小計	38,551,648	37,894,895	▲ 656,753
合計	47,788,017	47,236,170	▲ 551,847	

c その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）  
（単位：百万円）

区分	取得原価	貸借対照表の内訳計上額	差額	
貸借対照表の内訳計上額が取得原価を超えるもの	国債	1,139,483	1,140,766	1,283
	社債	338,352	342,122	3,770
	株式	1,720	3,141	1,420
	外国証券	1,424,223	1,575,207	150,984
	小計	2,903,779	3,061,238	157,459
貸借対照表の内訳計上額が取得原価を超えないもの	国債	3,304,538	3,298,798	▲ 5,739
	地方債	44,820	44,322	▲ 498
	社債	2,457,330	2,402,312	▲ 55,017
	外国証券	433,814	427,292	▲ 6,521
	小計	6,240,504	6,172,726	▲ 67,777
合計	9,144,283	9,233,965	89,681	

出所：『日本郵政公社 2007』336頁（前掲日本郵政(株)HP）。

cのいずれにおいても、時価が計上額を超えないもの、および計上額が取得原価を超えないものの方が「超えるもの」よりも金額的に多くなっている。簡保は多額の評価損をもたらしている国債の保有額をどんどん増やしてきたのである。一方、有価証券の中で国債に次いで保有額の多い社債は、この06年度末にトータルで約16億円の評価損を出しているものの、03年度末まで遡ってみると、国債の評価損1兆403億円に対して社債は6000億円以上の評価益を出して、トータルの評価損を5000億円強に抑えるのに貢献している<sup>(5)</sup>。ところが表-12にみられるように、この評価益を出している社債は21.5兆円から12.9兆円へと40%も減少しているのである。経過措置としての財投債引受が大

きく影響しているとはいえ、一般的にはあるまじき資金運用と言わねばなるまい。かかる業務運営上のスタンスは当然経常収支に現れることになる。その点は、財政状態・経営成績について三大生命保険会社と比較することによって明らかになるだろう。

図-5a~5bのように、保険、年金保険いずれも新契約数を減らし続けてきたため、保有契約数も図-5c~5dのように漸減している。このことは表-12にみられる保険料収入の減少と資産規模の縮小となって現れている。ところが、縮小したとはいえ簡保の資産規模116.6兆円は、表-14に示したように日本生命・第一生命・明治安田生命の三大保険会社の資産合計112.2兆円さえも上回っているのである。簡保の資産規

図-5a 保険の新契約の推移

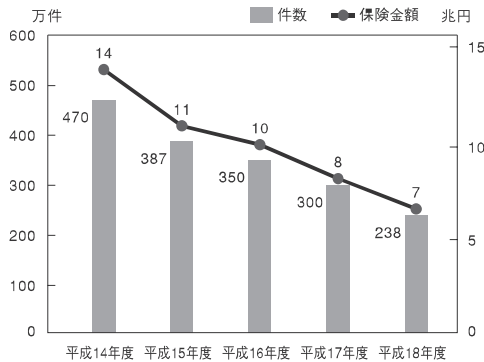


図-5b 年金保険の新契約の推移

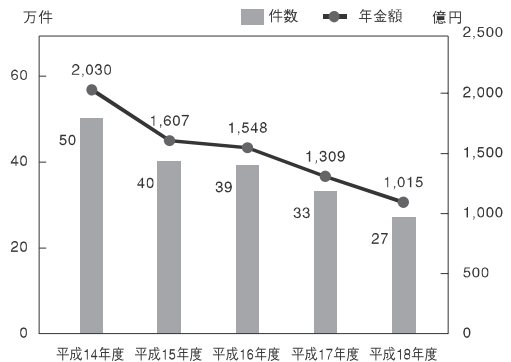


図-5c 保険の保有契約の推移

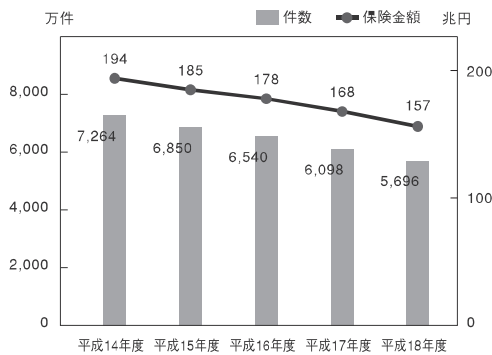
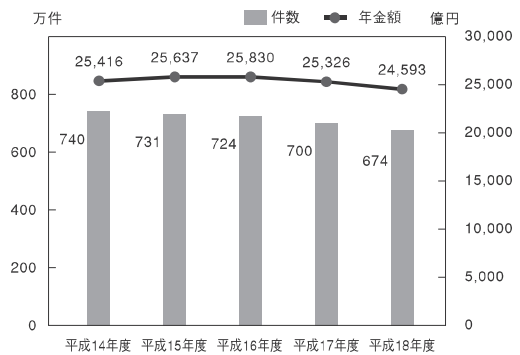


図-5d 年金保険の保有契約の推移



出所：表-9に同じ。

表-14 簡保と三大生保（2006年度末）

（単位：千億円）

	番号	日本生命	第一生命	明治安田生命	簡保
資産	1	518.4	335.8	268.0	1166.1
有価証券	2	373.3	259.0	178.8	842.2
国債	3	116.7	88.6	72.7	654.4
地方債	4	18.3	5.7	3.7	38.6
社債	5	34.6	28.9	16.5	129.1
外国証券	6	77.8	62.8	28.8	20.0
株式	7	120.3	66.7	56.1	0.0
貸付金	8	97.3	50.6	64.4	222.0
対保険契約者	9	12.1	6.6	4.0	18.4
公庫公団	10	-	-	-	11.9
地方団体	11	-	-	-	190.5
一般貸付	12	85.2	44.0	60.5	-
金銭の信託	13	2.0	0.3	0.1	75.6
負債	14	460.1	307.0	238.8	1143.7
保険契約準備金	15	418.9	281.1	223.0	1131.1
支払備金	16	2.4	1.5	1.6	13.7
責任準備金	17	403.8	276.0	217.5	1087.2
社員配当準備金	18	12.6	3.6	3.9	30.2
純資産（資本）	19	58.3	28.8	29.2	22.4
経常費用	20	61.8	44.5	31.5	144.3
保険金等支払金	21	38.3	23.8	24.0	135.4
保険金	22	12.2	7.9	8.1	95.2
年金	23	4.4	3.5	3.3	17.3
解約払戻金	24	10.6	6.7	5.5	15.8
責任準備金等繰入額	25	10.2	8.8	0.0	1.7
事業費	26	5.5	4.3	3.3	5.6
経常収益	27	65.1	46.9	34.6	147.3
保険料収入	28	48.5	32.9	25.7	92.5
資産運用収益	29	14.1	10.9	6.3	26.0
有価証券利息・配当金	30	8.3	6.0	3.2	9.1
貸付金利息	31	2.0	1.1	1.3	6.5
金銭の信託運用益	32	0.2	-	0.0	10.3
その他経常収益	33	2.5	3.1	2.6	28.8
責任準備金戻入額	34	-	-	-	27.8
経常損益	35	3.3	2.4	3.1	2.9
税引前当期純剰余	36	3.2	2.1	2.7	1.8

出所：簡保は表-12を転記。三大生保は各社HP（日生：<http://www.nissay.co.jp/>、第一生命：<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>、明治安田：<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）の貸借対照表・損益計算書による。

注(1) 12番一般貸付：保険契約者以外への貸付で、内外企業への貸付、国・政府機関への貸付などであるが、簡保のように分類・計上されていない。

(2) 18番社員配当準備金：保険契約者に対する配当のための準備金で、簡保の契約者配当準備金に同じ。

(3) 24番解約払戻金：簡保の解約還付金に同じ。

(4) 36番税引前純剰余：簡保の場合は当期純利益であるが、通常、契約者配当準備金繰入額として処理される。

模は民間ではとうてい考えられない巨大さである。

資産構成をみると、有価証券が総資産の70%前後を占めている点は、簡保と三大生保は同様であるが、国債のシェアがまったく異なる。簡保が総資産の半分以上を国債に投じているのに対して、三大生保は総資産のおおむね四分の一である。このことが収益を規定していると言ってよい。簡保は総資産116.6兆円のうち84.2兆円(72%)を有価証券に投じながら、有価証券利息・配当金は9100億円を得ているに過ぎないのに対して、三大生保は合計総資産112.2兆円のうち81.1兆円(72%)を有価証券に投じて、有価証券利息・配当金1兆7500億円を得ているのである。国債の利回りの悪さがそのまま現れているのである。経常利益と税引前当期純剰余についても同様の比較をすると、経常利益は簡保2900億円に対して、三大生保は8800億

円、税引前当期純剰余は簡保1800億円(税引前の正確な額は1874億円)、三大生保8000億円である。両者の総資産規模がほぼ同じなので以上の絶対額比較はそのまま経営成績比較になる。簡保の経営成績は民間に比べると話にならない。これをどうやって民営化しようというのか。

### c 郵便事業

次に郵便事業であるが、本稿のテーマは財投改革とそれに深く関わる郵政事業の民営化にあるので、郵便事業は直接的には無関係である。したがってここでは行論上、必要最低限のことを指摘するにとどめる。

表-15をみよ。民営化を間近に控えた06年度においても5000億円を超える債務超過から脱出できていない。もともと郵便事業は03年

表-15 郵便事業と三大宅配便(2006年度)

(単位:十億円)

	番号	郵便事業	ヤマト運輸	日本通運	SGホールディングス
資産	1	2269.7	829.7	1360.7	620.4
流動資産	2	455.8	425.1	531.9	215.4
固定資産	3	1813.9	404.6	828.8	403.5
負債	4	2773.2	378.0	843.2	440.6
流動負債	5	1287.2	284.7	469.9	185.6
固定負債	6	1486.1	93.3	373.3	255.0
純資産	7	△503.5	451.7	517.5	179.8
営業収益	8	1930.1	1161.6	1866.3	869.3
営業利益	9	28.1	67.2	50.3	39.6
経常利益	10	29.2	69.1	57.4	36.2
税金等調整前当期純利益	11	1.6	66.8	58.9	31.6
流動比率(2÷5)	12	35%	149%	113%	116%
11÷1	13	0.07%	8.1%	4.3%	5.1%

出所:『日本郵政公社2007』353-354頁(前掲日本郵政(株)HP);ヤマト運輸HP(<http://www.yamato-hd.co.jp/>);日本通運HP(<http://www.nittsu.co.jp/>);SGホールディングスHP(<http://www.sg-hldgs.co.jp/>),以上により作成。

(注)郵便事業の7番純資産は資本合計△5197.8億円と少数株主持分162.3億円の合計。

度の公社発足時に資産・負債差額として5782.2億円の債務超過を抱えて出発したが、03年～06年度に263.3, 283.4, 20.6, 17.1億円、合計584.4億円の当期純利益を上げて、その分債務超過額を減らしてきた。しかしながら、財政状態も経営成績も著しく劣悪なままである。一般的に言って、経営体たるもの短期の債務は短期に運用すべきであって長期運用すべきではないから、流動比率は100%以上でなければならない。ところが郵便事業のそれは35%でしかない。65%が短期借りの長期貸しになっているのである。しかも総額1兆2872億円の流動負債の中には、03～06年度に1690億円から3600億円へと2倍以上も増大した郵貯からの借入（短期融通）が含まれている。このため、簡保からの借入（長期融通）が03年度の1693億円から06年度に1120億円にまで減少していながら、結局、長短融通の合計額は3383億円から1337億円増えて4720億円となり、債務超過額5035億円の94%に及ぶに至っているのである。郵便事業はまさしく郵貯・簡保に「おんぶに抱っこ」されて初めて成り立っていると言ってよい。

以上の状況は、郵便事業が基本的に民営化にはなじまないことを物語っているのではないのか。民間の同種企業と比較すればその点がいっそうはっきりする。総資産2兆2697億円という郵便事業の規模は、ヤマト運輸と日本通運の二社の総資産合計額2兆1904億円とほぼ同程度であるが、利益率を比較してみると、総資産経常利益率は二社合計が5.8%（1265億円）に対して郵便はわずか1.3%（292億円）、総資産税引前当期純利益率は二社合計が5.7%（1257億円）に対して郵便はたったの0.07%（16億円）と格段の差があり、この溝は郵便事業の業務内容の特徴からみて埋めようがないと考えられる。

そこで、その業務内容の特徴を公社時代について総括しておこう。表-16の上段をみよ。ま

ず、03～06年度に「総引受郵便物数」が9億1000万通（個）も減少しているのに対して、小包郵便物の取扱数は7億から23億へ3.3倍も増加している。これはディスクロージャー誌によれば、「一般小包については、ターゲット10のスローガンのもと、小型物品市場（民間宅配便と一般小包の取扱数の合計）におけるシェアを平成14年度の5.7%から、3年後の平成17年度に10%に拡大する目標を定めて営業推進の取組みを行」ったこと（実際には同表のように平成18年度においても8.4%にまでしか達していない）や「『EXPACK500』を平成15年10月14日から全国で販売するなど営業努力に努めたこと」、さらに、冊子小包に関しては料金値下げ努力をしたことによるのだと言う<sup>6)</sup>。小包郵便物の躍進を図ろうとするこれらの営業努力は、来るべき民営化に向けた布石だったのであろう。しかしこれは、郵便事業が国営企業として背負っている特殊性を十分に考慮した、経済学的にみて妥当な方向設定であったと言い得るだろうか。その答は表-16の下段をみれば明らかである。郵便事業の収益は「郵便営業収益」、「受託業務収益」、「その他の営業収益」から成るが、その中では「郵便営業収益」が営業収益全体の95%以上を占めている。そこで、その内訳を費用とともに郵便の種類別にみたのが表-16の下段である。これにより直ちに次の三点を指摘することができる。すなわち第一に、最も重要な収益源は、減少しているとはいえ「封書」であり、「はがき」がこれに続いていること。第二に、第三種、第四種、特殊取扱の三種類の通常郵便物こそまさしく郵便事業の特殊性を示す分野にほかならないこと。そして第三に、小包郵便物は上述のように「ターゲット10」なるスローガンに基づいて取扱数を増大させてきたとはいえ、収益費用率が著しく高く（封書91.4%、はがき94.3%に対して小包は99.4%）収益源としてはきわめてネグリジブルであるこ

表-16 公社時代の郵便事業

郵便物数等	年度 番号	2003 (平成15) 年	2006 (平成18) 年	単位・ 百万通 (個)
総引受郵便物数	1	25,587	24,677	
小包郵便物数	2	698	2,317	
一般小包	3	182	268	
冊子小包	4	516	2,049	
民間宅配便取扱数	5	2,834	2,939	
3 ÷ (3+5) (%)	6	6.0	8.4	

郵便の種類別収支		営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益	単位・ 億円
通常郵便物	7	16,294	15,715	579	14,246	13,987	259	
第一種 (封書)	8	9,094	8,334	761	7,764	7,097	667	
第二種 (はがき)	9	4,727	4,572	156	4,236	3,996	240	
第三種 (新聞・雑誌)	10	443	659	△216	237	443	△206	
第四種 (通信教育等)	11	16	45	△30	11	29	△18	
特殊取扱 (書留・速達等)	12	2,013	2,106	△92	1,998	2,422	△424	
小包郵便物	13	1,686	1,676	10	3,239	3,221	18	
国際郵便	14	833	798	36	817	728	89	
計	15	18,814	18,189	624	18,302	17,935	366	

出所：前掲日本郵政(株)HP (『郵便2004』79頁, 『日本郵政公社』167, 171, 172頁) より作成。

(注) 郵便法の規定による郵便業務に基づいて作成されているので、損益計算書の計数とは一致しない。

と。以上の三点であるが、その中で最も注目すべきは第二点である。なぜなら、新聞・雑誌等の定期刊行物 (第三種) が低廉な料金で、点字郵便物・特定録音物等郵便物 (第四種) が無料で送付されるほか、重要文書、現金等の送付には特殊取扱である書留を利用すれば万一の場合の損害賠償が受けられるなど、活字文化の維持向上のサポート、障害者福祉支援、重要文書等送付の安全性確保などの機能を全国ネットワークで担っており、赤字を前提にした業務展開が行われているからである。この分野に市場原理主義が入り込む余地は微塵もない。事実、06年度におけるこの分野の赤字合計648億円は、最大の収益源である封書の利益667億円をほぼ(97%) 食い潰しているのである。

以上の三点から導かれる結論は次の通りであ

る。国営の郵便事業は市場原理とは相容れない重要な社会的任務 (上記の第二点) を担っているが、そこから当然発生する赤字は「封書」と「はがき」の収益で補填されているので、国費は投入されていない。国家に対してこのような社会的任務が要請されなくなったとはとうてい言い得ないので、民営化によってこの赤字部分を切り捨てるような暴挙に出ると、さまざまな矛盾を生み出すことになる。現象的には、民営化以前の段階から現れている一般小包郵便物拡大志向 (上記の第三点) もこの種の矛盾の現れである。この分野の拡大努力を続けていると、本来推進すべき業務が手薄になると同時に、既存の民間宅配便業者に対してあえて挑戦状をたたきつけておきながら、収益源としては収益費用率が高すぎて市場原理主義とも相容れない、



という事態に陥ることになる<sup>(7)</sup>。

それとは逆に、民営化後もこの重要な社会的任務を民営新会社に従来通り担わせるとすれば、市場原理万能主義によって「民間にできることは民間に」と唱えて民営化を推進しておきながら、そのよって立つ原理・原則とは相容れない手段を講じなければ当初の目的を達成できない、という単純な自己矛盾に陥らざるを得なくなる。それがⅢのbで述べる「社会・地域貢献基金」である。

### Ⅲ 郵政民営化の虚構

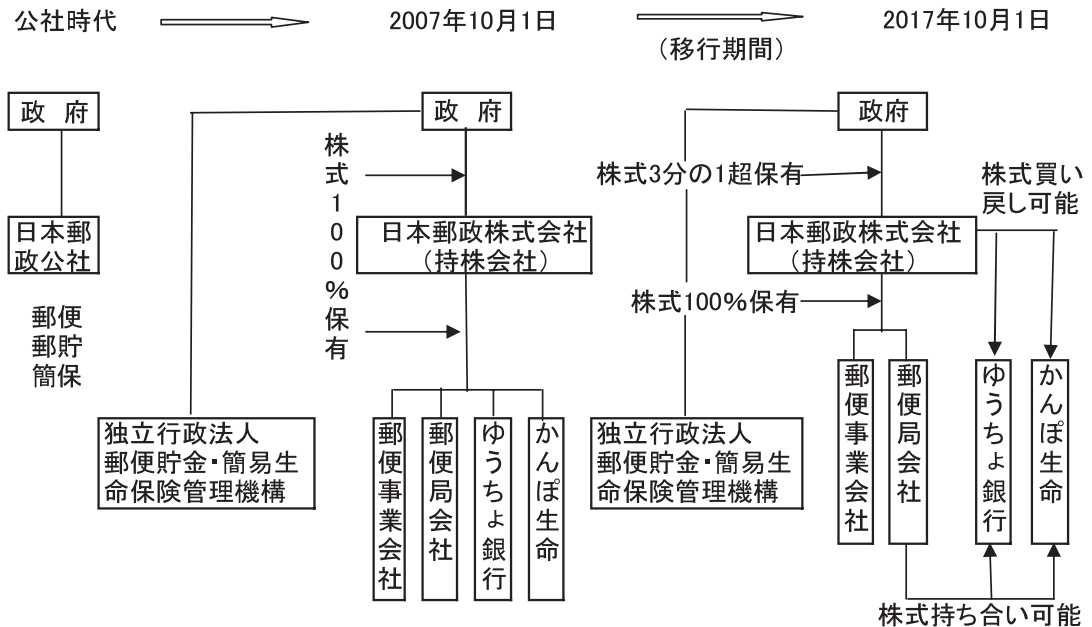
#### a 民営化の概要と問題点<sup>(8)</sup>

郵政民営化の具体的なプロセスを図-6をベースに明らかにしておこう。まず07年10月の民営化以前に、公社の業務等の大部分を継承する主体として日本郵政株式会社（以下「日本

郵政」と略記）が設立された（06年1月23日）。その日本郵政内に「経営委員会」が設置され、この委員会が公社の業務等の承継に関する計画（承継計画）を作成する。承継計画は政府（内閣総理大臣・総務大臣・郵政民営化推進本部）の作成する基本計画に基づいて作成される。この承継計画に必要な費用は、公社から日本郵政への出資によって賄われるが、公社が取得した株式は政府に譲渡され、政府が日本郵政の株主となる。承継計画は政府の承認がなければ実施できないが、その承認に当たって内閣総理大臣・総務大臣・郵政民営化推進本部は、財務大臣とも協議しなければならない。

日本郵政は承継計画のみならず、民営化の準備期間中に子会社をも設立するものとされたので、これによって民営化実施に先立ってあらかじめ「株式会社ゆうちょ銀行」と「株式会社かんぽ生命保険」（以下それぞれ「ゆうちょ銀行」、

図-6 郵政民営化の流れ



出所：日本経済新聞（05年7月6日）および内閣官房郵政民営化推進室 HP（<http://www.yuseimineinka.go.jp/index.html>）により作成。

「かんぽ生命」と略記)が設立された。

07年10月1日の郵政民営化により、「郵便事業株式会社」と「郵便局株式会社」(以下それぞれ「日本郵便」,「郵便局」と略記)が「特殊会社」として設立された。そして、あらかじめ設立されていた「ゆうちょ銀行」に銀行業の免許,「かんぽ生命」に生命保険業の免許がそれぞれ付与された。「日本郵便」・「ゆうちょ銀行」・「かんぽ生命」の三社は、郵便局における各社の窓口業務のすべてを「郵便局」に委託することになる。さらに、民営化前の「定期性の郵便貯金」と「簡保」を承継する機関として「独立行政法人郵貯・簡保管理機構」(以下「郵貯簡保機構」あるいは単に「機構」と略記)が設立された。この「郵貯簡保機構」と「ゆうちょ銀行」・「かんぽ生命」との関係については後述するとして、ここで確認しておかねばならない重要ポイントは、民営四社の存在形態そのものである。図-6に明らかなように民営化当初の四社は、持株会社「日本郵政」の100%子会社であり、その日本郵政は政府の100%子会社である。すなわち、四社は企業形態が株式会社になっただけで、民間企業とはどうも呼び難いものである。

民有民営になるのは10年後の2017年であるが、それも「ゆうちょ銀行」と「かんぽ生命」の二社だけであって、日本郵便と郵便局は特殊会社のままである。10年間の移行期間中、金融二社は一般の銀行・保険会社が受ける以上に業務範囲等について特別の規制を受けることになる。なぜなら、これまで検討してきたように郵貯や簡保のように著しく巨大な国営金融機関が無規制でいきなり民間参入してくれば、既存の民間金融機関は甚大な損害を被ることになるだろうからである。また、上述のように定期性の貯金と簡保はすべて「郵貯簡保機構」に承継されることになるが、その管理業務は「ゆうちょ銀行」,「かんぽ生命」に委託されて新契約と合算管理される。預金限度額・保険金限度額はこ

の新旧合算管理を前提にして1000万円とされている。さらに、資産運用については「貸出」ができないという業務規制もある。逆に言えば、経営の自由度の拡大は民間金融機関との適正な競争関係の形成という観点から、段階的に行われることにならざるを得ないのである。

金融二社が2017年9月30日までに民有民営になるということは、日本郵政が保有するこの二社の株式がすべて処分されることを意味する。それは同時にこの金融二社に対する業務等に関する特例規定が失効し、したがって一般の銀行・保険会社として経営の自由が得られることでもある。これによって一応、金融二社の民営化は完成すると言ってよい。ところが、日本郵政はいったん処分したこの二社の株式を買い戻すことができることになっている。これはすぐ後で述べるように、いわゆる一体経営を実質的に可能にするものである。また、特殊会社として日本郵政の子会社のままである郵便局がこの金融二社の株式を買うこともできるのである。さらに、たとえ「株式の処分が終了しなくとも政府の関与が十分に小さくなるなど民有民営が達成されたと主務大臣が決定した場合には、移行期間の終了を待たずに特例規定の適用がなくなる」という。つまり、全株式の売却は単なる「努力義務」に過ぎないようである。これは市場の状況により売却できなかった場合を想定してのことなのか。しかし、民有民営が達成されたとする主務大臣の決定が恣意的であった場合には、公正競争の観点から問題ある展開になる恐れが充分ある。

他方、日本郵便・郵便局を完全子会社としている日本郵政に対する政府の株式保有シェアは、これを全株式の三分の一超にまで縮小しなければならないという義務も規定されている。しかしそれは「なるべく早期に」とされているに過ぎず、移行期間内に必ず行われるという訳ではない。しかも、三分の一超とは重要事項に

対して拒否権を発動できる保有率であるから、政府のかなり強い関与が残ることになる。日本郵便や郵便局の職員は公務員ではなくなったが、真の意味での民間企業の会社員とも言い難い身分になったと言ってよいだろう。

この二社の職員の社会的身分のわかりにくさは、新設された「郵便認証司」制度が明らかにしてくれる<sup>(9)</sup>。この制度は「内容証明郵便」と「特別送達」に関わるものである。内容証明郵便を「一般書留」としなければならないのは周知の通りである。特別送達とは裁判所・公証役場から民事訴訟法に基づいて書類を訴訟関係者に送達し、配達したことを差出人に報告する制度であるが、これももちろん「一般書留」としなければならない。この二種類の一般書留郵便物には認証が必要であり、その認証業務は公務員によって行われなければならない。郵政民営化後もこの点に変わりはないので、公務員ではなくなった日本郵便や郵便局の職員がこの業務を担当することはできない。しかしそれでは困るので、この「郵便認証司」なる「みなし公務員」制度が編み出されることになったのである。これは、特定郵便局長、普通郵便局長、郵便課長、集配課長等の管理者、さらには郵便局会社の社員をも対象として、日本郵便の推薦に基づいて総務大臣によって任命される。しかし実際上は、日本郵便の各支店がその社員に認証事務に関して必要な知識・能力があると判断すればよく、試験などは行われないのである。こんなでたらめな制度はあってはならない。「公務員でなければならない」という規定があるにもかかわらず、「公務員でなくてもよい」としていることになるからである。その「でたらめぶり」は民営化後、直ちに露呈する。すなわち、不適正な認証事務が以下のように多発することになるのである。

日本郵便の従業員は95,920人（07年度末現在）、うち郵便認証司は47,961人（07年10月

1日民営化当日現在）、郵便局の従業員は116,107人（07年度末現在）、うち郵便認証司は29,918人（07年10月1日民営化当日現在）という状況下で、不適正な認証事務の発生件数（07年10月31日現在）は、日本郵便においては内容証明599件、特別送達12,381件、合計12,980件、郵便局においては内容証明21,609通であった。これらはいずれも記載漏れや記載事項の誤りである。新しいゴム印が配備されていなかったとか、公社時代のゴム印の廃棄指示がなかったのでそのまま古いゴム印を使ってしまったとか、形容し難いお粗末さを曝しているのである<sup>(10)</sup>。

二社合計従業員数212,027人、郵便認証司数77,879人だから、三分の一以上が「みなし公務員」であるが、日本郵便だけでみると上記のようにちょうど半数が「みなし公務員」である。これだけでも、郵便事業は民営化してはならなかったということではないのか。それにしても、郵便認証司が7.8万人いて、不適正な認証事務件数が民営化後わずか1ヶ月で3.5万件も発生するとは、二社とも、郵便事業民営化によって認証業務が制度的形式的に大変化を遂げたということを充分認識していなかったのではないかと疑わざるを得ない。とはいえ、このような事態を招いた根本原因ないし責任の本源が、無謀にも郵便事業の民営化を強行した市場原理万能主義者の支配する内閣にあることは言うまでもない。

さて、郵政民営化の最終形態において、従来为国営三事業の場合と同様の一体経営が実質的に可能になるとすれば、それは何のためにそうするのか、また、そうすることは民営化そのものの実質にとっていかなることを意味するのか問われなければならない。

日本郵政が法律の規定通りに2017年9月末日までに「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命」の株式を売却したとしても、この二社の株式を再び

買い戻すことができるのだから、旧三事業の実質の一体経営が可能になる道が残されているのは明らかである。それは基本的には、自民党支持者が多い特定郵便局長をはじめ郵便局員一般の雇用維持を優先したからにはかならないが、それを実効あらしめるためには、とくに過疎地の郵便局を閉鎖するようなことがあってはならないだろう。そのためにこそ、次節で述べる「社会・地域貢献基金」が設けられたのであるが、「ゆうちょ銀行」や「かんぽ生命」との一体経営でなければ、この基金のための資金の捻出は不可能である。

さらに、この日本郵政による旧三事業の実質の一体経営とその日本郵政に対する政府の強い関与の存続、そして「郵貯簡保機構」の新設、これら三者は相俟って、「ゆうちょ銀行」と「かんぽ生命」がこれまで通り「国債引受機関」として機能し続けることを可能にするだろう。後述するように、貯金の場合は向こう20年間、保険の場合は半世紀にわたって、国債を引き受け続けるだろうから、資金の流れが官から民に変わることはないだろうし、財政構造改革も当然、掛け声だけに終ることになる。

郵政民営化によって導入された「郵便認証司」制度、「社会・地域貢献基金」および「郵貯簡保機構」の三つの制度は、民営化の断行に不可欠の要因であったと同時に、民営化自体の不適切さを証明するものでもある。後二者の構造と機能について、節を改めて検討することとする。

なお、郵政民営化の最終形態は上述のように実質的な一体経営を存続させるものであるが、民間企業には郵便と金融の兼営は認められていない。日本郵便も「ゆうちょ銀行」も「かんぽ生命」も通常の民間企業になるのではないのか。一体経営であれば郵便と金融が兼営されることを意味する。これは不公正ではないのか。市場原理万能主義の言う「自由」で「公正」な競争にはかかる不公正も含まれるのか。

## b 社会・地域貢献基金<sup>(11)</sup>

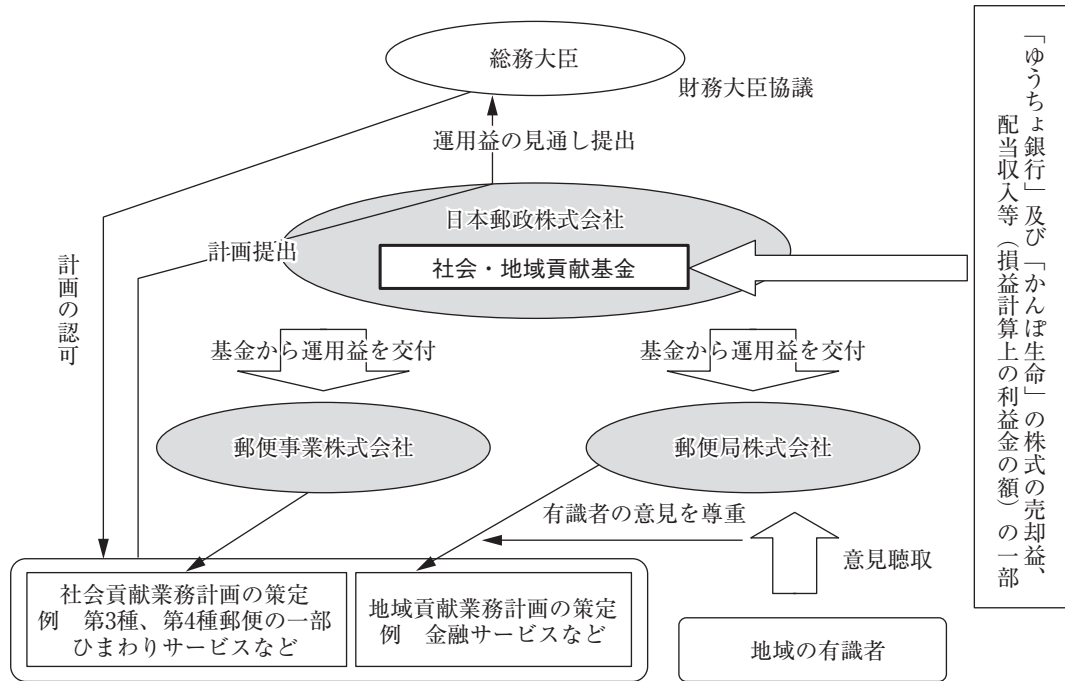
日本郵政公社はこれまで第三種・第四種郵便や過疎地の金融サービスなど、それらの業務自体は単独では採算割れを起さざるを得ないが、社会的・地域的には必要不可欠である公共サービスを、郵便事業全体、金融事業全体としては税金による補填なしに自立的に提供し続けてきた。この種の必要不可欠な公共サービスは、民営化後においても当然、日本郵便、郵便局によって引き続き提供されるよう求められることは言うまでもあるまい。基金は、このようなサービスを確実かつ安定的に提供することを可能にするために、日本郵政の中に設置されたものである。

その基金の構造を図-7によって明らかにしておこう。日本郵政が持株会社として保有する「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命」の株式は、すでに述べたように2017年9月30日までにすべて売却処分される予定であるが、その株式の売却益および配当収入等の一部を積み立てて基金を設置する。法律上の積立義務額は1兆円である。その根拠は次の通りである。まず、社会・地域貢献業務に必要な額を経験的に年間最大180億円と見積もる。資金の運用利回りを過去10年間の国債の平均金利1.8%とした場合に、運用益としてこの180億円を得るには、元本はいくらあればよいか。 $\boxed{\text{元本}} \times 0.018 = 180$ 億円となるためには、 $\boxed{\text{元本}} = 180 \text{億} \div 0.018 = 1$ 兆円が必要になるという訳である。しかしそれにとどまらず、経営判断により2兆円まで積み増すことができるものとされている。

この積立義務額1兆円には、積立達成期限は設定されていない。子会社からの配当収入や株式売却益に関しては不確定要因が多いからである。とはいえ一応、移行期間終了までには可能であるとされている。

基金の運用益から資金の交付を受けられる業務は、日本郵便が実施する社会貢献業務と郵便

図-7 社会・地域貢献基金



出所：郵政民営化研究会編前掲書 111 頁図 20。

局が実施する地域貢献業務である。社会貢献業務は、通常郵便物の①第三種郵便物のうち心身障害者団体の発行する定期行物や第四種郵便物のうち盲人用の点字郵便物、録音物等に関する郵便業務、さらに②被災者が差し出す郵便物や救助用郵便物の料金免除、③被災者の救援または社会福祉の増進に寄与し、かつ日本郵便以外に実施するものがない業務で、基金からの資金交付なしには実施困難である等の要件を満たすもの（ひまわりサービス<sup>12)</sup>等）、とされている。そして、地域貢献業務は、④郵便局が地域住民の利便の増進のために行う業務で、生活の安定の確保に必要なサービス（たとえば過疎地の金融サービス）であるとされている。

採算が取れない場合には、社会・地域貢献基金の運用益から資金の交付を受けてサービスの提供を続けることができる以上のような業務は、上にも述べたように国営事業の時代から実

施されてきたものである。民営化されれば市場原理に基づいて淘汰されるべき不採算の分野である。ところがそのような処理は行われず、この基金の設置によって存続の方向が選択された。これはいったい何を意味するのか。

公社時代の郵便事業を少しでも検討してみれば、その事業内容の特徴からこれを民営化するのは不適切だとすぐにわかるはずである。形式的に民間企業形態を採用したとしても、市場原理に反する（純益が見込めない）業務をも続けざるを得ないことは明白である。そのためには市場原理に反する制度を導入するしかない。それがこの社会・地域貢献基金にほかならない。その結果、民営化された企業が政府の行うべき公共サービスを提供するという理解しがたい事態が生まれているのである。民営化のために民営化に反する措置が盛り込まれざるを得なかったという事実は、民営化自体を推進すべきでは

なかったということをご自己証明するものにはかならない。この基金と先の郵便認証司制度の二者は、「郵便事業」民営化の自己矛盾の証人であると言ってもよい。

### c 独立行政法人郵貯・簡保管理機構<sup>(13)</sup>

郵政三事業の民営化に伴い、「郵貯簡保機構」が設立された。その設立の趣旨は次のようである。すなわち、民営化前に預入等が行われた郵貯や簡保（旧契約）に付された政府保証は民営化後も継続されるが、新会社の調達資金（新契約）には、民間におけるイコールフットイングの観点から、このような政府保証を付すわけにはいかない。そこで、旧契約と新契約を政府保証の点で明確に区別し、政府保証付債務を管理し、確実に履行していく公的な主体が必要である、というのである。では具体的に、日本郵政公社の貯金・保険債務・運用資産は機構・新会社にどのように承継されるのか、三者の構造的関係を郵貯、簡保のそれぞれについて明らかにしておこう。

まず郵貯。図-8をみよ。①旧契約分の定期性郵便貯金、すなわち定額郵便貯金・定期郵便貯金・積立郵便貯金・教育積立貯金・住宅積立貯金の五つの債務は機構に承継され、民営化後も政府保証が継続される。これに対して、②通常郵便貯金や郵便振替預り金は旧契約であっても新会社「ゆうちょ銀行」に引き継がれ、新契約と同様に政府保証は付かないことになる。そして「ゆうちょ銀行」独自の判断で運用される。③これら二種の債務に対応する運用資産はすべて「ゆうちょ銀行」に引き継がれる。

以上を総括すると、機構には負債あって資産なし、「ゆうちょ銀行」には資産あって負債なし（少額の通常貯金しかなく、巨額の資産には対応しない）、という事態が生ずる。そこで①～③の承継と同時に、④機構が、負債である五つの定期性貯金とまったく同額同条件の預金を

「ゆうちょ銀行」に設定したのとして処理すれば、機構に預金という資産が、「ゆうちょ銀行」に預金という負債が形成されることになり、承継は完了する。この預金を機構側でも「ゆうちょ銀行」側でも「特別預金」と呼ぶ。

以上が日本郵政公社から機構・ゆうちょ銀行への資産・負債の承継の構造であるが、民営化後における旧契約の特別預金の払戻等の具体的業務は、機構から「ゆうちょ銀行」に委託され、さらに「ゆうちょ銀行」は当該業務を郵便局に再委託するので、預金者は旧契約も新契約も郵便局の窓口で取引することになる。それと同時に「ゆうちょ銀行」は、旧契約も新契約も運用に当たってはこれらを一括して処理する。たとえば、旧契約によって調達した資金が国債に投じられていて、その償還期限が来て償還された場合、その償還金と新契約に基づく資金とを一括して、再び国債に投じることができるのである。それが、図-8の⑤において「機構との契約に基づき特別預金の額以上の安全資産を保有」する義務がある、とされている意味である。「ゆうちょ銀行」にとって「安全資産」とは国債のほか、地方債・政保債・対地方公共団体貸付・対機構貸付等であり、財投時代とほぼ同様の範囲に設定されている。なお、預金者の預入限度額は、旧契約と新契約を合算して1000万円であり、金額としては民営化以前と同じである。

ところで、機構が承継する定期性の郵貯の最長預入期間は定額貯金の10年なので、民営化後10年で機構保有の定期性郵貯残高はゼロになる。引き出されずそのまま預入が継続されるにしても定期性の自動継続は行われぬ。しかしその場合は、引き続き機構が管理する通常貯金となり、政府保証が継続される。ただし、さらに10年経過した後、催促しても払戻がない場合は、預金者の権利が消滅する。これを逆に言えば、民営化後も郵貯の大部分を占める定額貯金は最長10年で定期性を失うものの、その

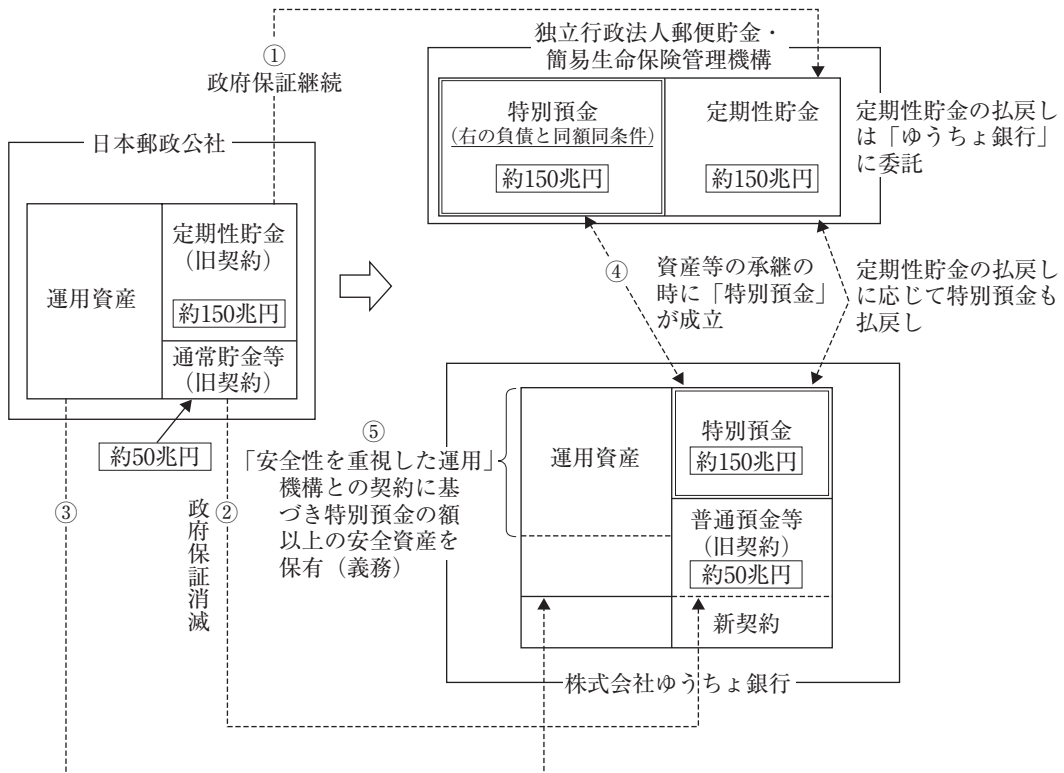
後さらに10年間、通常貯金としてではあるが解約・払戻等のない限り「ゆうちょ銀行」のもとに留まるのである。それはすなわち、「ゆうちょ銀行」は民営化後最長20年間は、「特別預金」の減少は不可避であるが、それを新契約で一定の程度まで穴埋めできる限りにおいて、これまでの運用資産のポートフォリオにおける国債の異常なるシェアに悩む必要は基本的にない、ということになるのではないか。このことは、誤解を恐れず言うならば、「郵貯」の「民営化」には何の意味もない、ということの意味する。「資金の流れを官から民へ変える」などということは絵空事にほかならなかった、と言ってもよい。そうであるならば何のための大騒ぎ

だったのが改めて問われねばならないことになる。

次に簡保。図-9をみよ。①公社の保険債務は、郵貯のように区分されることなく一括して機構に承継される。②運用資産は、郵貯とまったく同様に新会社「かんぽ生命」に承継される。そして、③機構の資産と「かんぽ生命」の負債とが空白にならないように、①・②の承継と同時に両者の間で「再保険契約」が結ばれたものとして処理する。これによって機構に再保険債権が、「かんぽ生命」に再保険債務が形成されて承継は完了する。承継手法上の三者の構造的関係は郵貯の場合とまったく同じである。

保険の具体的な取扱業務が機構から「かんぽ

図-8 旧契約の郵便貯金の管理・運用スキーム



出所：郵政民営化研究会編前掲書 199 頁の図 25 を修正のうえ加筆して作成。

(注) 公社の通常預金等のカッコ書きが「新契約」となっていたが、明らかに「旧契約」の誤りなので、修正した。また、「ゆうちょ銀行」側に「新契約」を加筆した。

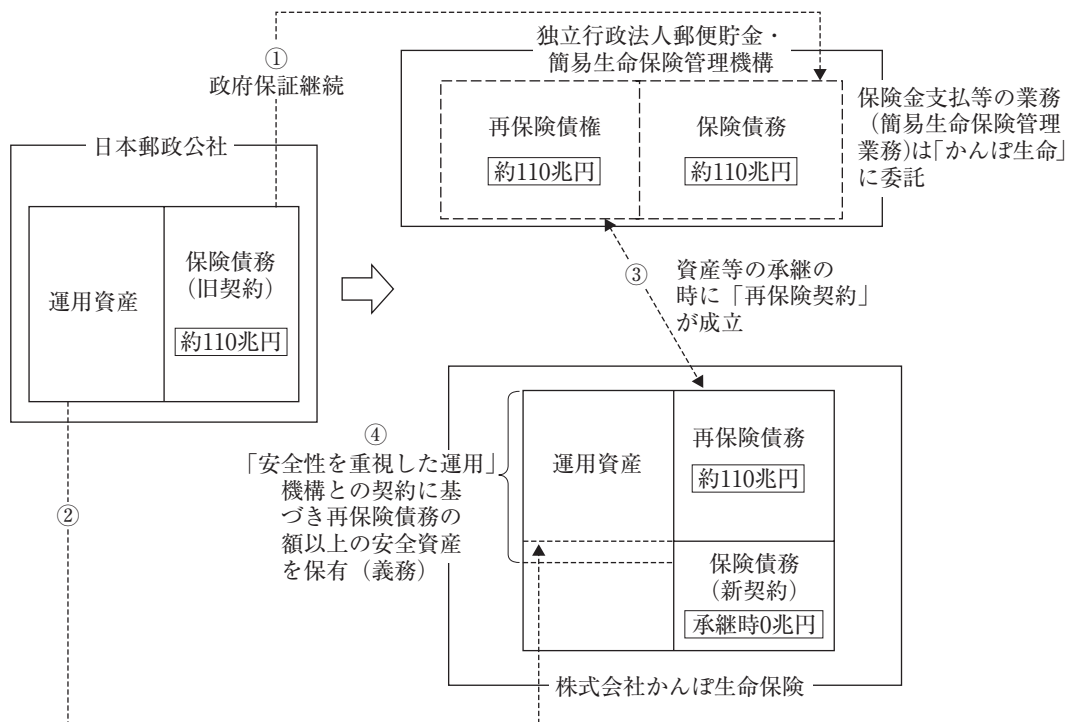
生命」に委託され、さらに郵便局に再委託されること、「かんぽ生命」による資金運用が旧契約・新契約の区別なく一括して行われること、保険契約者の保険金限度額が旧契約分と新契約分との合算で1000万円であること（民営化以前と同じ）なども郵貯の場合とまったく同じである。また、④新旧契約の一括運用に当たっては、旧契約額を上回る安全資産の保有が義務付けられているのも郵貯と同様である。

しかしながら、旧契約の存続期間は「生命保険」という商品の特性から郵貯とは著しく異なる。すなわち、終身保険や終身年金は被保険者が死亡するか中途解約するまで契約が継続するので、民営化直前に締結された契約は向こう半世紀にわたって存続する可能性がある。そうすると、再保険債務は当然に漸減していくとはいえ、新旧契約一括運用であるから、新契約によっ

てある程度まで穴埋めできるとすれば、やはり、郵貯の場合と同様に、さしあたり運用資産のポートフォリオにおける国債シェアの高さに悩まされることはあまりないのではないのか。しかも、そのさしあたりの期間は郵貯と比べても相当長い。郵貯・簡保の機構による管理が完了し、機構が解散するのは半世紀も先のことである。

最後に、承継資産の運用リスクと運用損益の帰属に言及しておこう。運用資産が両新会社に承継され、負債側の契約の新旧を問わず一括して両社がそれぞれ運用するのだから、運用リスクは当然両社に帰属する。これを機構側から言えば、郵貯（旧契約）の場合、自分が預かった定期性の郵貯は「特別預金」として「ゆうちょ銀行」に預けたのだからその先の運用責任とは無関係である。また、「ゆうちょ銀行」が運用に

図-9 旧契約の簡易生命保険の管理・運用スキーム



出所：図-8の資料の201頁の図26を修正のうえ加筆して作成。



よって得た損益に関しては、機構が預かっている定期性の郵貯の契約条件と同条件で「特別預金」を設定しているのだから、その条件の範囲までの運用益を享受する権利がある。しかし、「ゆうちょ銀行」が運用損を出した場合、その損失は、当然「ゆうちょ銀行」が負う。簡保（旧契約）の場合も、機構が負った保険責任が再保険によって新会社の「かんぽ生命」に移転されているので、運用責任・運用損益の帰属は、郵貯の場合とまったく同じである。両新会社が運用益を得られるのは、旧契約に定められた条件を超過する運用益が得られた場合だけである。

#### d 民営化論者の「小さな政府」論

最後に、以上に検討してきた郵政三事業の民営化に関してひとつだけ付言しておきたい。小泉内閣はもちろんのこと、それを引き継いで1年ともたなかった安倍内閣も「この民営化によって小さな政府が実現される」と恥ずかしげもなくそぶき続けた。もちろん大学に籍をおく研究者の中にも同じ考えをもつ者もいる。だがこれは、財政学の初歩的知識さえ心得ない俗流の誤った捉え方であり、内閣を担う首相や閣僚の見識のなさを証明するものでもある。なぜなら、「小さな政府」とは「安上がりの政府」ともよばれ、「大きな政府」の「経費膨張論」と対比して、次のように理解されるのが通例だからである。すなわち、「大きな政府」の経費膨張とは直接的に租税負担を増大させるものであって、これがさらには歳入欠陥→国債増発→元利償還費増大と連鎖して本来の政策費に喰い込み、財政を硬直化させるのである。だから「財政構造改革」が必要になる。しかしながらこの「経費膨張論」で言われる「経費」には、国営企業の経費は含まれない。なぜなら、国営・民営を問わず企業体である以上、経費の支出に対応する収益があり、原則として経費はこの収益によって賄われるからであって、租税によって

賄われるのは赤字部分だけだからである。したがって、郵政三事業が「大きな政府」の要因となっていると言うのであれば、三事業の赤字部分（実際には赤字はない）を一般財政の政策費と突き合わせて吟味しなければならないが、それに言及することはまったくなかった。彼らの主張は、民営化すれば国家公務員である郵便局員が民間人になるから公務員数が減って「小さな政府」が実現され、しかも巨大民間企業が誕生することによって法人税収入が入ることになり、財政再建に貢献すると言うのである。この見解がいかにも誤っているかは、法人税の実効税率が約40%（基本税率は30%）であるのに対して、公社は利益の50%を国庫に納付金として納めることになっている、という点を指摘しておけば充分であろう。また、民営化によって従来の「経費」が政府機構から除外されて、赤字の場合に必要な補填経費が節約できるとしても（郵政事業は赤字ではない）、その程度のことでは抜本的な「財政構造改革」にはまったくなり得ないし、「小さな政府」が実現される訳でもない。郵政事業に従事する職員は国家公務員ではあっても、その人件費はもちろんのこと、経費はすべて郵政事業の収益によって賄われているからである。余談になるが、同様のことは日本銀行の職員についても言える。日銀の職員は国家公務員ではないが、職務の公共性から国家公務員法の適用を受ける。しかしその人件費は言うまでもなく、経費はすべて日銀の収益から賄われおり、国庫納付金も納められているのである。日銀も郵政公社も「政府機構」の一端を担っており、このほかにも多数の特殊法人や独立行政法人等が加わって「政府機構」が肥大化してしまっていることは事実である。だが、「大きな政府」が一国の租税負担の限界を超えて国債を際限もなく膨張させ、国家財政が実質的な破産状態に陥ってしまっているという由々しき問題と「政府機構の肥大化」とはまったく次元

の異なる問題である。市場原理万能主義に基づく今日の「小さな政府」論は、両者を混同したお粗末な議論であると言わなければならない。

本来「小さな政府」とは、国家が国民から税を徴収して行う仕事は必要最少限にすべきであり、いわんや「国債発行」などはもつてのほかとするものである。それはいわゆる「レッセフェール」に基づいて、国家が経済過程に介入しないことを前提ないし目標とした19世紀のイギリスに代表される自由主義時代の政策体系にほかならない。今日の膨大な国債残高の累積や政策経費の膨張に対する単なる「警告」として、この「小さな政府」論をもちだすことにさして異論はないが、国営企業の民営化を正当化する政策体系としては的外れである。「国債発行禁止」に至っては、今日では実現不可能な絵空事である。事実、小泉内閣は公共事業のための建設公債による資金調達額を2000年度（森内閣最後の年度）の11.1兆円から06年度の6.4兆円（小泉内閣最後の年度）へと激減させはしたものの、結局は01～06年度に普通国債（建設公債+特例公債）によって合計194.6兆円もの巨額資金を調達し、その残高を164.1兆円上積みしたに過ぎなかったのである<sup>(14)</sup>。市場原理万能主義に基づく今日の「小さな政府」論は時代錯誤の空論にほかならない。

政府機構の肥大化に伴う諸問題が止めどもなく噴出する源泉が、日本固有の特殊な財政投融资制度そのものの中にあることは誰の目にも明らかである。すなわち、世界的にみると主要国の財投制度は、資金源関係者の利益のみを判断基準とした資金運用であるのに対して、日本の場合は政府予算と連動しこれを補充するために利用されてきた。01年度以降実施の新制度ではこの固有の特殊性を除去すべく、財務省への郵貯・年金資金預託義務を廃止したのである。そしてすでに述べたように、「経済的効率」を判断基準とする限りでは、政府機構肥大化に伴う

諸問題がこの預託義務廃止と特殊法人等への市場原理万能主義の適用によって、ある程度改善される面もあることを全面的に否定するものではない。しかし問題の本質は、現代資本主義社会における国家の責務がどこにあって、それらをどのようにして遂行するかにある。それは政治と議会の問題である。これを、経済過程に対する国家の介入を「否」とする市場原理万能主義で解決しようとする政府の姿勢は、まるで無免許の船長が、正規の機関士もおかず羅針盤も故障したまま、船団を率いてやみくもに荒海に乗り出すかの如き無謀な様を連想させるのである<sup>(15)</sup>。

## むすび

以上にみてきた郵政三事業の現状と民営化の最終形態から、われわれは郵政民営化そのものを全面的に否定せざるを得ない。すなわち、郵貯はその残高の約80%を国債に投じており、簡保は総資産の約半分を国債に運用しているという点だけからみても、これら二つの事業を民営化することは不可能である。それにもかかわらず民営化を強行するとすれば、そこには当然、その強行策をカバーする何らかの無理な方策を持ち込まざるを得なくなり、民営化そのものを自己矛盾に陥らせることになる。その無理な方策のひとつが「独立行政法人郵貯・簡保管理機構」であり、従来通り「国債引受機関」であり続けることを可能にする制度にほかならない。

官から民に資金を逆流させる抜本的改革を実現するには、財政構造そのもの、ひいては財投制度の廃止を含む国家機構そのものに大鉦を振るうしかあるまい。郵貯・簡保を強引に民営化しても何の解決にもならない。財投制度廃止の方向で郵貯・簡保にメスを入れるとすれば、それはこれら国営金融機関の廃止以外にはあり得ないだろう。経済過程・国民生活が郵貯・簡保

を通じて国家に要請してきた社会的任務は、終了しているからである。廃止の方法としては日本全国の民間金融機関に対する「営業譲渡」が考えられる。

一方、郵便事業はどうあるべきなのか。筆者は基本的に以下のように考えている。すなわち、公社時代の郵便事業は不採算であると言われることがあるが、それは正しくない。不採算に見えるのは、公社成立時点での資産・負債差額がマイナスであったためである。06年度時点で依然として5035億円の債務超過額を抱えており、これには郵貯・簡保からの長短の借入金残高4720億円が大きく影響している。しかしながら、毎年度純利益を計上することによって債務超過額を減らしてきたのであって、これらは確実に返済していける趨勢にあったとみてよい。なぜなら、電子メールへの移行や民間メール便への移行による封書・はがきの取扱数の減少も落ち着きつつあったからである（対前年度減少率03年度＝2.7%、06年度＝1.7%）<sup>(16)</sup>。

以上の点をおさえた上で、郵便事業そのものもっている社会文化の維持・向上や障害者福祉政策に対する支援機能あるいは重要文書等送付の安全性の確保機能を考慮すると、単純に「効率化」を基準に運営すればよいという類の事業ではないことは明白である。しかも、国費の投入なしでこのような重要な公共サービスを提供し得ていた点を思えば、国営事業として存続させるべきだったのである。その上で赤字計上のやむなきに至った場合には、税金で穴埋めしてしかるべきである。これまで郵便事業が行ってきたこの第三種・四種および特殊取扱郵便業務は、税を投入してでも行われるべき行政分野でありながら、これを国営事業形態で遂行することによって国民の税負担の軽減に役立ってきたからである。

ところが、郵貯・簡保にとっては郵便局の窓

口が業務上不可欠であるため、このような国営事業にとどまるべき郵便事業まで民営化の「道連れ」にされてしまったと言ってよい。郵貯・簡保を廃止すればこういう「とぼっちり」は受けなくてすむ。ところが、「とぼっちり」を受けて民営化された以上、赤字になったからといって税金で穴埋めしてもらうわけにはいかない。かといって上記のような重要な公共サービスを市場原理で簡単に切り捨てる訳にもいかない。そこで市場原理万能主義に基づいて開始された郵政民営化を断行するためには、その市場原理に反する「社会・地域貢献基金」を設置せざるを得なくなったのである。これが民営化強行策をカバーするもうひとつの無理な方策である。また、郵便認証司制度の導入も、民間企業「日本郵便」の社員の半数を「みなし公務員」とする、などというとんでもない結果をもたらしているのであって、郵便事業民営化の誤りを自己証明するものである。

小泉内閣はなぜこのような愚かな政策をあえて断行したのか。次のように考えられる。すなわち、当面する政治課題のうち財政面で重要なのは、当時も今も、長期間に渡って高水準で続く財政赤字を解消し、累積した巨額の政府債務を処理するための政策、公的年金の将来に向けての設計である。小泉がこれを政治課題とするのを避けたのは、税制改革の提案が必要になるからである。税制改革の提案はすなわち増税にほかならないが、それは国民の信を問うに等しく、敗北は目に見えているからであった。というのも、一般的に言って「1990年代以来絶えることのない政官業汚職は、政府のアカウンタビリティの減衰を人々に印象づけ、これを通じて国民の増税への抵抗感は強ま」っており、政府は自らの手で「抜本改革」を困難にしているからである<sup>(17)</sup>。そして、この重要な政治課題を避けて通る手段が「郵政民営化」にほかならなかったからである。

## 注

(1) 定額貯金満期額は郵政省の試算で99年度10兆円、00年度58兆円、01年度48兆円とされている(日本経済新聞 HP, <http://www.nikkei.co.jp>)。00年度は満期額が前年の数倍に増え、逆ザヤ幅も拡大したにもかかわらず、赤字が減少しているが、その理由は解明できなかった。考えられるのは、満期に伴う流出額が著しく少額ですんだとすれば、現金主義会計なので元利支払いが先送りされて、実際の利子支払費の減少につながったのではないかと、いう点である。上記の郵政省の試算によれば、00～01年度満期合計額106兆円のうち、流出額は49兆円とされているので、これを単純に両年度に振り分けると00年度の流出額は満期額58兆円のうち27兆円ということになる。

もうひとつ気になる点を指摘しておきたい。金融対策特別勘定の有価証券が99～00年度に約3.0兆円減少している。有価証券投資残高の減少は、いわゆる「資金運用事業」の開始以降十余年の経過の中で初めてのことであるが、この約3.0兆円の減少のうち約2.9兆円は国債である。これは売却したとしか考えられない。約3.0兆円のうち半分の約1.5兆円は預金等の増加に吸収されている。差し引き約1.5兆円の行方はつきとめられなかったが、この有価証券売却による約3.0兆円は、差し迫った現金支払いのための資金繰りにはなっただであろうと推測される(計数は前掲日本郵政(株)HPによる)。

- なお、00年度の逆ザヤを示した図-4のA1とA2の組み合わせは最悪と言わねばならない。費用(A2)がピークを形成し、収益(A1)がいっそうの低下傾向にあるからである。それに対して、01年度のB1とB2の組み合わせは逆ザヤ幅があり過ぎるものの、費用(B2)が急落しつつある中で収益(B1)が下落から一転上昇に転じているので、好転である。
- (2) 03年は不良債権問題が続く中で日経平均株価が7600円台にまで下落し、りそな銀行が2兆円の資本注入を受けて事実上国有化された年である。この公的資金の注入で当座の危機が去ったと考えられて株価は回復に向かい、05年度に急上昇することになる。
- (3) 金銭の信託に関する以上の点は、日本郵政(株)に直接質問して得られた回答による。
- (4) ちなみに参考⑥に明らかのように、その8割以上

が地方公共団体に向けられている郵貯の貸付金は06年度で総資産の約1.9%に過ぎない。

- (5) 『簡易保険2004』82頁(前掲日本郵政(株)HP)。  
 (6) 『郵便2004』9頁(前掲日本郵政(株)HP)。  
 (7) 一般小包郵便物、いわゆる「ゆうパック」について若干補足しておこう(なお、冊子小包は民営化以降「ゆうメール」と呼ばれている)。郵政公社成立直前(03年3月末)の送達物差出・受取拠点数約9.5万に対して、ヤマト運輸の04年3月末のそれは30.7万。公社は04～05年にゆうパック取次窓口としてローソン・ミニストップ・デイリーヤマザキ・am/pm・サークルKサンクスを取り込んだが、約2万増えて11.5万になったに過ぎなかった。ヤマト運輸の宅急便には遠く及ばないと認識したためか、郵政民営化直後の07年10月5日に、日本通運の「ペリカン便」との宅配便事業統合のため、「新会社」を08年10月1日をめぐりに設立すると発表した。これはきわめて興味深い事態である。

もともとヤマト運輸の宅急便が登場した背景には、小口の荷物輸送が今日では考えられないほど利用者にとっては不便だったという状況がある。宅急便が登場する前の小口荷物輸送の主役は6kgまでが小包郵便、それを超える場合は旧国鉄の鉄道小荷物であった。鉄道小荷物の発着駅と利用者宅間の輸送を担っていたのが日本通運である。日通は配達はそのものの集荷はしなかったため、利用者は国鉄の駅もしくは日通の営業所まで小荷物を持ち込まなければならなかったのである。

ヤマト運輸は、第二次高度経済成長時代の長距離輸送参入に出遅れてしまった上に、1973年の第一次オイルショックで経営の危機がささやかれるまでになった。この時、小倉昌男社長が注目したのが小口荷物であった。当時の業界では「小口荷物は、集荷・配達に手間がかかり採算が合わない。小さな荷物を何度も運ぶより、大口の荷物を一度に運ぶ方が合理的で得」というのが常識であった。ところが小倉は「小口の荷物の方が、1kg当たりの単価が高い。小口貨物をたくさん扱えば収入が多くなる」との信念のもとに、75年宅急便を社内発表し、翌年正月から商品化したのである。困難の中から搾り出された乾坤一擲の方策であったと言える。

宅急便誕生から32年を経て、消費者サービスの面で問題があった二者が、模倣によって作り上げた

- 「ゆうパック」と「ペリカン便」を統合させて、本家本元の「宅急便」に対抗することになった訳である（前掲21世紀政策研究所HP、前掲資料の図-14（34頁）；前掲ヤマト運輸HP；前掲日本通運HP；ウィキペディア「荷物」,「コンビニエンスストア店舗数一覧」）。
- (8) 以下、制度そのものの解説は、郵政民営化研究会編『郵政民営化ハンドブック』（ぎょうせい、2006年）10・21頁による。
- (9) 以下、ウィキペディア「郵便認証司」,「内容証明」,「特別送達」,「書留郵便」を参照せよ。
- (10) 以上、日本郵便・郵便局の従業員数は『日本郵政グループディスクロージャー誌2008』152, 158頁、郵便認証司数および不適正な認証事務に関する計数は「内容証明及び特別送達に係る不適正な認証事務に関する郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対する措置について」（総務省HP「報道資料」, <http://www.soumu.go.jp/s-news/>）による。
- (11) 以下、制度そのものの解説は、郵政民営化研究会編前掲書111・119頁, 140-143頁, 162-166頁による。
- (12) 1995年に智頭郵便局（鳥取県智頭町）で誕生し、その後全国に広まった「ひまわりサービス」とは、町役場、JAなどと連携して行ってきた独居老人に対する安否確認や買い物サービスなどの社会貢献業務のことである。この種の業務を開始するに当たって郵政省の理解を得るのは容易ではなかったという。しかし、それにもかかわらず、智頭郵便局はこのひまわりサービスだけでなく、災害等による道路や山での被害を役場に連絡したり、局員が「普通救命講習」を受講するなどさまざまな社会・地域貢献を図ってきたという（05年10月14日『日本海新聞』, <http://www.nnn.co.jp/news/051015/20051015002/html>）。この限りで、「郵便局の使い手を官に限るのでなく、民間にも開放した方が、郵便局を拠点にしたサービスが広がる」,「そのためには民営化」が必要だとする深尾光洋（発言当時、日本経済研究センター理事長）の主張（05年7月6日『日本経済新聞』）は必ずしも妥当とは言えないだろう。何よりも、日本郵便や郵便局以外に実施するものがないような必要不可欠の業務は、過疎地においてもすでに行われている可能性が高いし、そのような地域において民営化によって新たな業務への需要が喚起されるとは考えにくい。まことしやかな一般論に惑わされてはならないのである。
- (13) 以下、制度そのものの解説は、郵政民営化研究会編前掲書198・205頁による。
- (14) 総務省統計研修所編『日本統計年鑑』平成19年度版, 第5章財政（総務省統計局HP, <http://www.stat.go.jp/>）；財務省HP（<http://www.mof.go.jp/>）；林信光編著『図説日本の財政』平成19年度版（東洋経済新報社, 2007年）35, 38頁。
- (15) この点に関しては、小泉内閣の登場前から、市場原理万能主義の跳梁跋扈に対して警鐘を鳴らし続けている金子勝の『反経済学 - 市場主義的リベリズムの限界』（新書館, 1999年）と『反グローバリズム - 市場改革の戦略的思考』（岩波書店, 1999年）を参照せよ。
- また、大島通義の次の指摘にも留意せよ。「新自由主義の理念に基づく『政府のスリム化』の「先駆けとなったイギリスを含めてその後、各国政府がとる政策の基本は新自由主義から離反しつつある。一連の行財政改革とこの政策パラダイムの組合せにまだまだ固執しているのは日本くらいのものだろう」〔大島通義『「アカウンタビリティ」の財政社会学』（日本財政学会編財政研究第3巻『格差社会と財政』有斐閣, 2007年, 53-62頁）58頁〕。
- (16) 『郵便2004』9頁, 『日本郵政公社2007』60頁（前掲日本郵政HP）。
- (17) 前掲大島論文58-59頁。

参考① 郵便貯金特別会計貸借対照表（98年度一般勘定）

（単位：百万円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計	259,111,360	合 計	259,111,360
資 産 勘 定	258,477,644	負 債 勘 定	254,383,254
日 本 銀 行 預 金	0	通 常 郵 便 貯 金	28,408,431
日 本 銀 行 預 託 金	9,735	通 常 郵 便 貯 金	28,357,911
資 金 運 用 部 預 託 金	255,610,312	睡 眠 貯 金	50,520
貸 付 金	977,538	積 立 郵 便 貯 金	696,671
郵政事業特別会計受入未済金	46,302	定 額 郵 便 貯 金	223,471,749
未 収 収 益	29,352	住 宅 積 立 郵 便 貯 金	4,177
郵 便 貯 金 未 整 理 金	858,208	教 育 積 立 郵 便 貯 金	5,703
郵政事業特別会計へ繰入金	946,197	未 払 費 用	1,791,471
本 年 度 損 失 金	633,716	貸 付 金 未 整 理 金	5,052
		積 立	4,728,106

出所：参考①～⑦はすべて表-9に同じ。

参考② 郵便貯金特別会計損益計算書（98年度一般勘定）

（単位：百万円）

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計	9,754,389	合 計	9,754,389
支 払 利 子	8,671,641	資 金 運 用 部 預 託 金 利 子 収 入	9,090,537
通 常 郵 便 貯 金 利 子	64,442	貸 付 金 利 子 収 入	29,532
積 立 郵 便 貯 金 利 子	2,704	雑 収 入	604
定 額 郵 便 貯 金 利 子	8,604,376	本 年 度 損 失 金	633,716
住 宅 積 立 郵 便 貯 金 利 子	46		
教 育 積 立 郵 便 貯 金 利 子	73		
諸 支 出 金			
諸 払 戻 及 補 填 金	1,619		
郵政事業特別会計へ繰入			
事 務 取 扱 費 繰 入	1,081,129		

参考③ 郵便貯金特別会計貸借対照表（98年度特別勘定）

（単位：百万円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計	55,856,433	合 計	55,856,433
資 産 勘 定	55,856,433	負 債 勘 定	55,496,732
日 本 銀 行 預 金	8,644	金融自由化対策資金借入金	55,150,000
預 金	224,638	郵政事業特別会計払込未済金	2,579
有 価 証 券	45,629,268	未 払 費 用	344,153
貸 付 金	943	積 立 金	336,735
寄 託 金	9,340,100	本 年 度 利 益 金	22,966
未 収 収 益	618,770		
購 入 証 券 経 過 利 子	33,960		
郵政事業特別会計へ繰入金	110		

参考④ 郵便貯金特別会計損益計算書（98年度特別勘定）

（単位：百万円）

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計	2,060,645	合 計	2,060,645
借 入 金 利 子	2,002,136	運 用 収 入	2,060,645
諸 支 出 金			
売却及償還差額補填金	33,026		
郵政事業特別会計へ繰入			
事務取扱費繰入	2,517		
本 年 度 利 益 金	22,966		

参考⑤ 郵便貯金特別会計貸借対照表 (01年度)

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計	295,783,482	合 計	295,783,482
資 産 勘 定	295,783,482	負 債 勘 定	294,191,284
日 本 銀 行 預 金	0	通 常 郵 便 貯 金	48,037,209
日 本 銀 行 預 託 金	796,844	通 常 郵 便 貯 金	47,889,201
財 政 融 資 資 金 預 託 金	207,649,229	睡 眠 貯 金	148,008
預 金	1,900,100	積 立 貯 金	530,798
有 価 証 券	72,161,620	定 額 貯 金	190,763,570
貸 付 金	723,821	住 宅 積 立 郵 便 貯 金	2,979
寄 託 金	10,540,100	教 育 積 立 郵 便 貯 金	7,214
郵政事業特別会計受入未済金	206,196	未 払 金	1,595
未 収 収 益	796,059	未 払 費 用	1,110,866
購 入 証 券 経 過 利 子	5,946	貸 付 金 未 整 理 金	1,624
郵 便 貯 金 未 整 理 金	9,679	借 入 金	53,350,000
郵政事業特別会計へ繰入金	993,888	価 格 変 動 準 備 金	385,429
		積 立 金	692,200
		本 年 度 利 益 金	899,998



参考⑥ 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	平成17年度 (H18.3.31)	平成18年度 (H19.3.31)	科 目	平成17年度 (H18.3.31)	平成18年度 (H19.3.31)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	6,833,580	5,377,477	郵便為替預り金	9,825	9,732
コールローン	100,000	1,000,000	郵便振替預り金	5,800,599	6,124,997
買現先勘定	159,478	119,893	郵便貯金	198,094,934	185,822,575
金銭の信託	3,321,309	1,927,293	通常郵便貯金	56,352,910	56,063,197
有価証券	152,241,530	165,016,502	通常郵便貯金	56,113,469	55,814,526
国債	132,599,828	146,721,107	睡眠貯金	239,440	248,670
地方債	8,659,218	8,130,698	積立郵便貯金	282,832	227,881
社債	7,841,503	7,431,883	定額郵便貯金	133,488,750	119,894,046
その他の証券	3,140,979	2,732,813	定期郵便貯金	7,962,393	9,631,032
預託金	79,896,900	52,243,500	住宅積立郵便貯金	1,047	567
貸付金	4,126,964	4,376,059	教育積立郵便貯金	7,000	5,850
預金者貸付	408,510	328,230	借入金	33,200,000	28,200,000
国債等担保貸付	848	873	その他負債	2,975,828	2,428,091
地方公共団体貸付	3,506,606	3,686,955	未払郵便貯金利息等	1,980,112	1,209,295
郵便業務への融通	211,000	360,000	未払郵便貯金利息	1,907,366	1,146,577
その他資産	414,863	943,608	未払郵便貯金経過利子	72,745	62,718
前払費用	118	990	未払費用	138,557	109,573
未収収益	281,952	832,445	前受収益	0	0
金融派生商品	46	83	金融派生商品	17	73
その他の資産	132,745	110,088	その他の負債	857,141	1,109,149
動産不動産	669,332	633,523	賞与引当金	33,906	33,219
土地建物動産	667,638	630,617	役員賞与引当金	15	17
建設仮払金	545	1,667	退職給付引当金	655,971	595,088
保証金権利金	1,148	1,237	役員退職慰労引当金	26	34
貸倒引当金	▲14,181	▲9,618	負債合計	240,771,107	223,213,756
資産合計	247,749,777	231,628,239	(資本の部)		
			設立時資産・負債差額	1,804,415	1,804,415
			利益剰余金	5,415,509	6,356,202
			積立金	3,485,071	5,415,509
			当期純利益	1,930,437	940,693
			その他有価証券評価差額金	▲241,254	253,863
			資本合計	6,978,669	8,414,482
			負債資本合計	247,749,777	231,628,239

## 参考⑦ 郵便貯金業務の区分に係る損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	平成18年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
経常収益	4,531,512	3,058,909
資金運用収益	3,134,103	2,816,772
有価証券利息	1,151,442	1,490,178
預託金利息	1,943,887	1,272,906
貸付金利息	38,497	45,497
コールローン利息	1	1,035
買現先利息	29	268
預け金利息	243	6,885
役務取引等収益	102,855	120,005
郵便為替等収益	63,343	69,681
郵便為替収益	2,811	2,736
郵便振替収益	60,531	66,944
その他の役務収益	39,512	50,324
その他業務収益	1,264,903	98,274
国債等債券売却益	7,223	8,581
金銭の信託運用益	1,240,260	55,988
為替差益	4,870	31,098
その他の業務収益	12,548	2,606
その他経常収益	29,650	23,856
経常費用	2,199,780	2,081,530
資金調達費用	1,151,770	907,364
郵便貯金利子	366,785	288,038
通常郵便貯金利子	2,805	46,507
積立郵便貯金利子	109	120
定額郵便貯金利子	355,265	230,093
定期郵便貯金利子	8,596	11,311
住宅積立郵便貯金利子	0	0
教育積立郵便貯金利子	7	4
借入金利息	784,985	619,326
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	16,944	18,195
郵便為替等費用	124	97
その他の役務費用	16,819	18,098
その他業務費用	46,578	157,485
国債等債券売却損	46,554	157,482
国債等債券償還損	23	2
営業経費	979,842	994,170
その他経常費用	4,644	4,314
債権償却	1,330	2,221
その他の経常費用	3,314	2,092
経常利益	2,331,732	977,378
特別利益	5,919	12,802
動産不動産処分益	3,158	4,272
償却債権取立益	63	81
前期損益修正益	—	1,733
貸倒引当金戻入益	2,427	4,162
資金運用に係る税還付	4	2,476
その他の特別利益	265	75
特別損失	407,213	49,487
動産不動産処分損	7,478	8,001
減損損失	99,586	26,580
日本郵政株式会社株式譲渡損	300,000	—
前期損益修正損	138	3,701
民営化準備に伴う本社等費用	—	8,910
その他の特別損失	10	2,292
当期純利益	1,930,437	940,693